

宇 都 宮 市 景 観 計 画
改 定 版
(素案)

平成 3 1 年 ○月

宇 都 宮 市

第 I 部 本編

第 1 章 景観計画の背景・目的・位置付け	1
1 景観計画策定の背景と目的	1
(1) 景観計画の背景	1
(2) 景観計画の目的	2
(3) 景観計画の位置付け	3
(4) 計画期間	3
(5) 景観計画の対象区域	4
2 景観計画の性格と役割	5
(1) 景観計画の性格	5
(2) 景観計画の役割	7
第 2 章 宇都宮市の景観の現状と課題	8
1 宇都宮市の景観特性	8
(1) 自然	8
(2) 郷土	14
(3) 都市	18
2 これまでの景観関連の施策や取組	21
3 宇都宮市が抱える景観上の課題	22
第 3 章 良好な景観形成に関する方針	24
1 景観形成の基本目標	24
(1) 市全域における景観計画について	24
(2) 景観形成の基本目標	24
2 市全域における景観形成の基本方針	25
(1) 景観形成の基本方針	25
(2) 地域別の景観形成方針	27
3 景観形成重点地区等の基本方針	43
(1) 基本的な考え方	43
(2) 景観形成重点地区の指定方針	43
第 4 章 景観の保全・創出に向けた考え方・取組	48
1 基本的な考え方	48
2 市民、事業者、市の連携・協働	49
3 市民、事業者の景観意識の高揚	50
(1) 表彰事業の実施	50
(2) 意識啓発の実施	50
(3) 次世代教育の実施	50
(4) 市民参加型の啓発イベントの開催	50
4 規制・誘導による景観形成	51
(1) 規制・誘導（行為の制限）の必要性	51
(2) 景観特性別の規制・誘導（行為の制限）の必要性	51

(3) 届出対象行為の考え方	51
(4) 公共施設がけん引する景観形成の考え方	51
(5) 屋外広告物の表示・掲出に関する事項	52
(6) 景観形成の支援制度	52
5 宇都宮市らしい景観づくりの推進	53
(1) 特徴的な景観の保全・活用	53
(2) 景観に関わる施策事業等との連携	54
(3) 良好な景観の形成に重要な建造物等の保全	55
第5章 計画の推進にあたって	56
1 計画の推進体制	56
2 計画の進行管理	57

第Ⅱ部 資料編

第1章 市全域の行為の制限	1
1 届出対象となる行為	1
2 行為の制限	2
第2章 景観形成重点地区等の行為の制限	3
1 景観形成重点地区	3
(1) 宇都宮駅東口地区	3
(2) 大通り地区	9
(3) 白沢地区	15
(4) 雀宮駅周辺地区	21
(5) 岡本駅周辺地区	26
2 景観形成推進地区	31
(1) 中里原地区	31
第3章 景観重要公共施設	35
1 景観重要道路	35
(1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路	35
(2) 大通り	38
第4章 景観整備機構	41
(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	41
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	41

第 I 部 本編

第 1 章 景観計画の背景・目的・位置付け

1 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

日本のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や機能が優先され、美しさの配慮が欠けてきた現状がある。しかしながら、現在、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体においては、景観条例の制定を始めとした様々な取組がなされてきた。

本市においても、「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定し、体系的・計画的に景観施策を展開するとともに、規制・誘導については、地域のまちづくりのルールを定める「地区計画制度」の活用をはじめ、屋外広告物の規制や「大規模建築物等景観形成届出制度」など、条例や要綱に基づき実施してきた。

しかしながら、市単独の取組では限界もあり、無秩序な開発や建築物の建設、乱立する屋外広告物などにより、宇都宮に残る自然景観や歴史的景観との不調和が生じてきていた折、平成17年6月に景観法が施行され、法に裏づけされた良好な景観形成^{*}に関する規制・誘導の実現が可能となったことから、平成19年9月に「宇都宮市景観計画」を策定し、良好な景観形成に向けて取り組んできたところである。

そのような中、国における観光振興の観点からの景観資源の保全・活用による地域活性化の推進や、「第6次宇都宮市総合計画」及び「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」、「第3次都市計画マスタープラン」等における将来のまちづくりとの整合、「立地適正化計画」及び「市街化調整区域の整備及び保全の方針」による地域拠点等の形成や都市機能誘導、基幹公共交通であるLRT整備に伴う新たな街並みの形成、観光拠点である大谷地域における地域振興や、日本遺産や文化的景観に係る歴史・文化を活かしたまちづくりの推進など、本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められている。

本市において魅力ある景観形成が、都市の風格と魅力の創出、さらには市民や来訪者の快適性を高めるために大きな役割を担うことから、景観法の制度を積極的に活用し、市民、事業者、市が一体となって、景観に配慮したまちづくりを推進していくことが必要となっている。

そこで、本計画について、「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」、「宇都宮市景観推進プラン」などの景観関連計画との統合を図り、また「第6次宇都宮市総合計画」や「第3次都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」などのまちづくり方針との連携を図りながら改定し、本市の良好な景観形成の実現に向けて、各種施策事業と連携した、都市の魅力をさらに高める景観づくりを計画的・効果的に推進していく。

※ 景観形成とは...

自然景観や歴史的・文化的景観など、本市独自の魅力ある景観を守り、育て、創ることをいう。

(2) 景観計画の目的

本計画は、自然、歴史、文化、人々の生活の営みなどの、市民共有の豊かな景観資源を再認識した上で、魅力的な景観の創造と保全の実現に向けて、景観法の基本理念※を踏まえながら、市民、事業者、市が「景観」を通じたまちづくりに、適切な役割分担のもとで一体的に取り組むための景観形成における総合的な指針である。

そのため、本市独自の景観を保全、活用、創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進し、市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資することを目的とする。

<参考> 景観法（第2条関係）

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

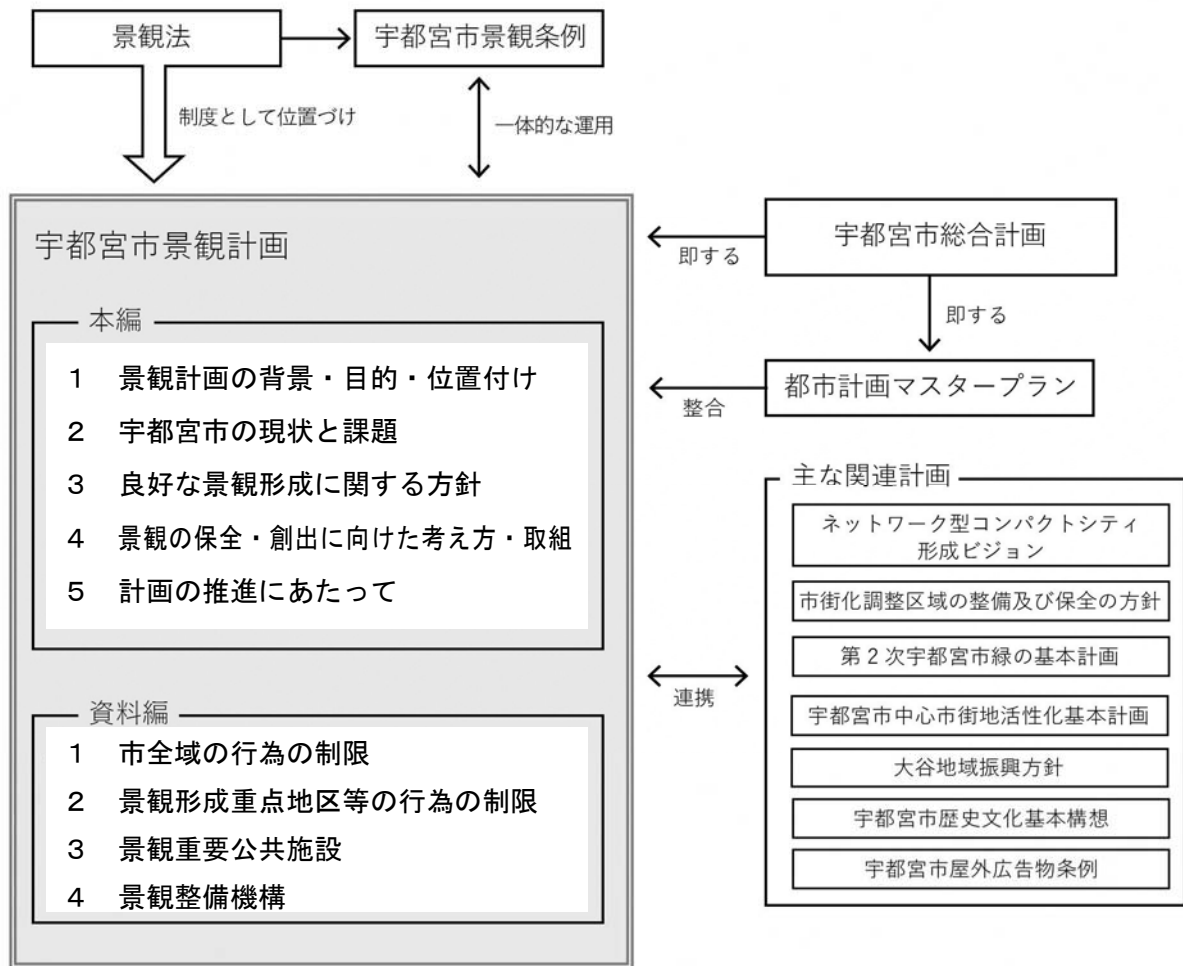
3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(3) 景観計画の位置付け

- ① 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画である。
- ② 本計画は、総合計画やネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン、都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との連携を図る。



(4) 計画期間

2019（平成31）年度から2028（平成40）年度までの10年間とし、「第3次都市計画マスタープラン」が見通す2037（平成49）年度を見据えた計画とする。

また、概ね5年を目途に景観形成の進捗や取組状況などの評価を行うとともに、必要に応じて見直し等を実施する。

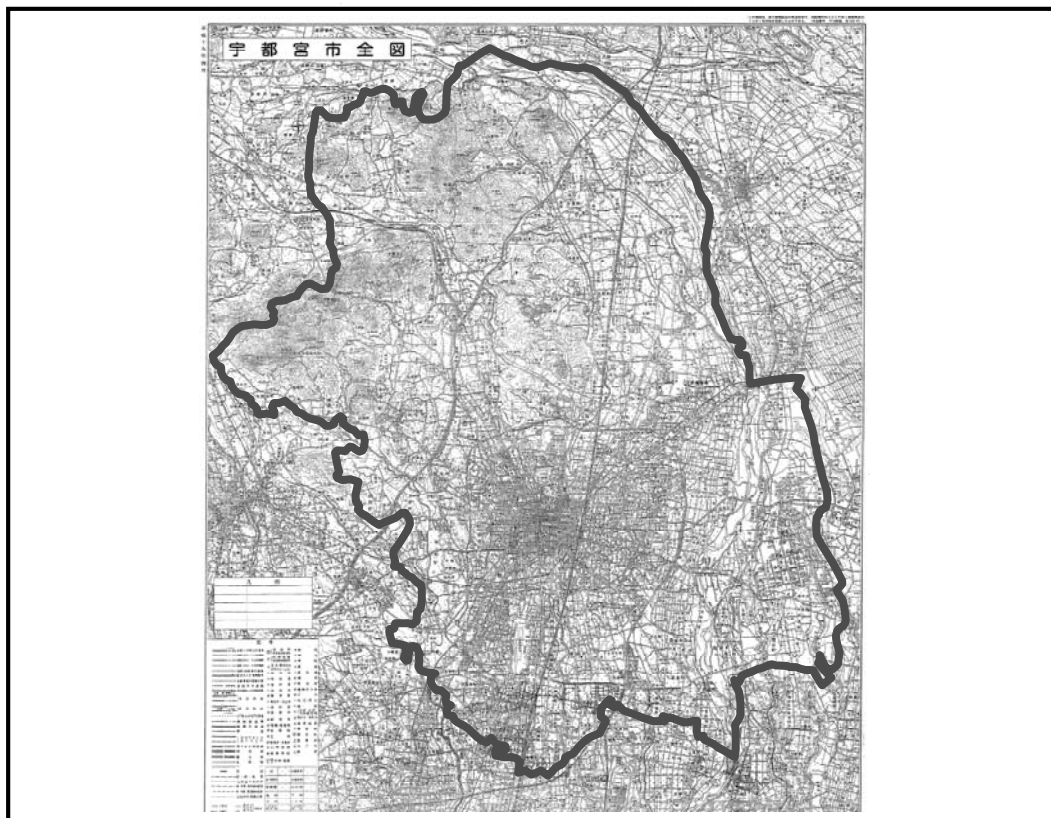
(5) 景観計画の対象区域

本市は、二荒の杜を中心に栄えてきた長い歴史があるが、戦災、住宅開発、商業施設等の立地、ライフスタイルの変化などにより、中心市街地や郊外においては、緑の景観、歴史的景観の多くは消失している状況にある。そのため、本市の良好な景観形成にあたっては、宇都宮らしい景観＝市民が誇れる景観について、景観的独自性（アイデンティティ）としてよりどころとなる、残された景観資源を活かし、また新たに創り出していくことが重要である。

さらに、魅力ある景観は、「まちのイメージ」として、また「都市ブランド」の重要な要素となるとともに、市民や来訪者に「癒し」「やすらぎ」「うるおい」「豊かさ」を与えることから、本市の個性の創出や市民の郷土愛の醸成、希望や活力のある豊かな市民生活の実現にとっても重要なものである。

こうしたことから、本市では、平成3年に「宇都宮市都市景観基本計画」を、平成13年には「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定するとともに、平成19年には、景観法に基づき「宇都宮市景観計画」を策定するなど、全市域を対象とした本市の魅力ある景観の創造に向け取り組んできたところである。

今後も、景観形成の取組を継続させ、宇都宮をさらに個性的で魅力ある都市に育て、次世代に引き継ぐため、宇都宮市全域を景観計画の区域とする。



2 景観計画の性格と役割

(1) 景観計画の性格

1) 景観計画での必要事項

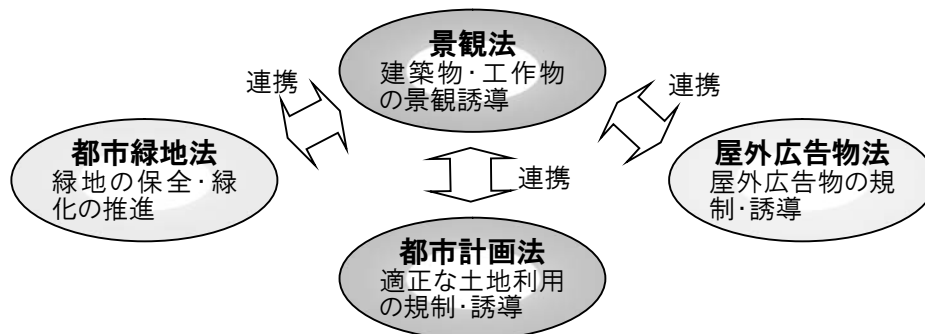
景観法では、景観計画に次の項目を定めることになっており、本市では以下のうち①から⑥について定めている。

<景観計画において定める項目（景観法第8条，第16条関係）>

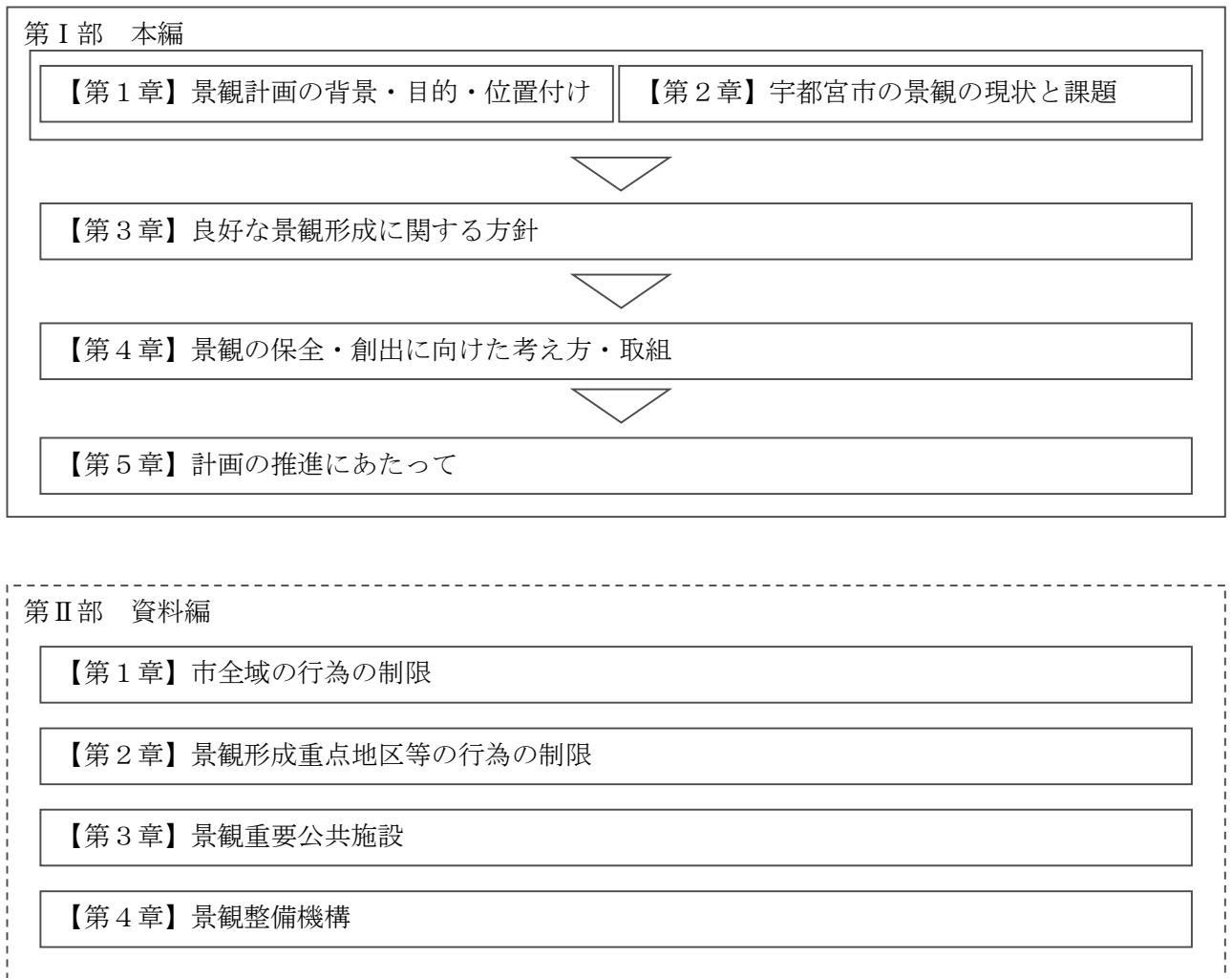
必須事項	① 景観計画区域 ② 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 必要に応じて定める項目 (届出の対象) ・建築物の新築，増築，改築，外観の変更など ・工作物の新設，増築，改築，外観の変更など ・都市計画法上の開発行為 (行為の制限内容) ・建築物又は工作物の形態，意匠，色彩の制限 ・建築物又は工作物の高さの最高限度，最低限度 ・壁面の位置の制限，敷地面積の最低限度 </div> ③ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	宇都宮市景観計画
	④ 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針	
選択事項	⑤ 屋外広告物の表示・掲出に係る行為の制限に関する事項 ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項 ⑦ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ⑧ 自然公園法の許可の基準	

2) 景観計画の適用区分

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法に基づく景観計画だけではなく、都市計画法，屋外広告物法，都市緑地法など，関連する様々な法律との連携を図りながら，総合的な施策の推進に取り組む必要がある。

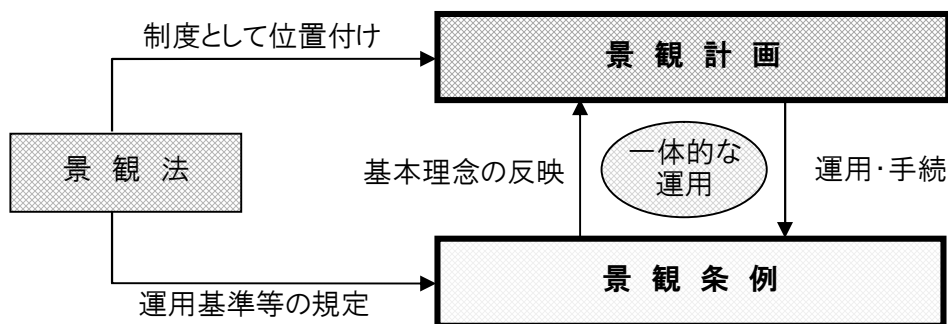


3) 景観計画の構成



4) 景観計画と景観条例との関係の適用区分

景観計画の運用にあたっては、「策定の手続」や「行為の届出」など、条例と一体となって運用することにより、市独自の景観施策が可能となる。



(2) 景観計画の役割

本計画は、景観法に基づき、平成19年に策定した「宇都宮市景観計画」と、景観法制定以前から、本市独自に景観行政を推進してきた「宇都宮市都市景観基本計画」等の関連計画を統合、整理したものであり、景観法に掲げた基本理念を踏まえながら、景観形成における本市の総合的な指針として、新たな施策展開を示した計画である。

また、景観法による様々な制度を有効に活用しながら、策定後も景観を取り巻く社会情勢の変化や地域の景観特性に的確に対応するため、計画期間を設け、適切な進行管理のもと、本計画の充実を図っていくものとする。

さらには、本計画の策定における透明性の確保や本市独自の景観施策を実行するため、景観条例との一体的運用を図っていくものとする。

1) 実効性のある景観形成の第1ステップ

本計画は、継続性のある本市の良好な景観形成に向けて、必要かつ効果的なものとなるため、今後の景観施策の重要な柱となるものである。また、本市の良好な景観形成において、都市の風格と自然環境への配慮、大谷石建造物などの本市固有の景観資源の保全・活用など、大きな役割を担うものである。

そのため、景観形成の第1ステップとして市全体の景観形成の方向性を示し、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成や中心市街地活性化、LRT等の公共交通ネットワーク形成、大谷地域における地域振興や観光振興など、本市政策の進展への的確な対応、将来のまちづくりとの整合など、これまで以上に実効性を持たせた計画として、魅力ある景観形成を進めるためのスタートとする。

2) 重点的な景観形成施策の展開

LRT沿線や大谷地域など、新たな宇都宮の街のイメージとなる地域等において、重点的な景観形成に取り組んでいくこととする。

そのためには、市民や来訪者の目に見える形での景観形成を進めることとし、その後、市民の自発的な景観形成が進められるよう支援、誘導しながら景観づくりに取り組んでいく必要がある。

また、本市ならではの街並み景観を形成している大谷石建築物の保全・活用に取り組むなど、宇都宮らしい景観の保全・創出に努めるものとする。

3) 市民、事業者、市の共通認識としての性格

景観は、人々の生活様式や美意識が反映され、また、各々の主体的な取組によって創り出されることから、個性と魅力ある景観はそれらを尊重し、全体として調和のある景観形成を長期的視点に立って進めていくことが求められる。

このため、市民、事業者、市が、地域の景観に対する共通認識を深めながら、各々が果たすべき役割を担い、各々が対等のパートナーとして協働しながら一体となって景観形成に努めることで、宇都宮らしい景観を後世に伝え、市民のみならず、来訪者、ひいては全国に誇れる景観を創出することが可能となる。

本計画は、各主体が共有する目標を掲げ、市民や事業者、市の目指すべき方向を示すことにより、各主体がともに行動して目標の実現を目指す計画とする。

第2章 宇都宮市の景観の現状と課題

1 宇都宮市の景観特性

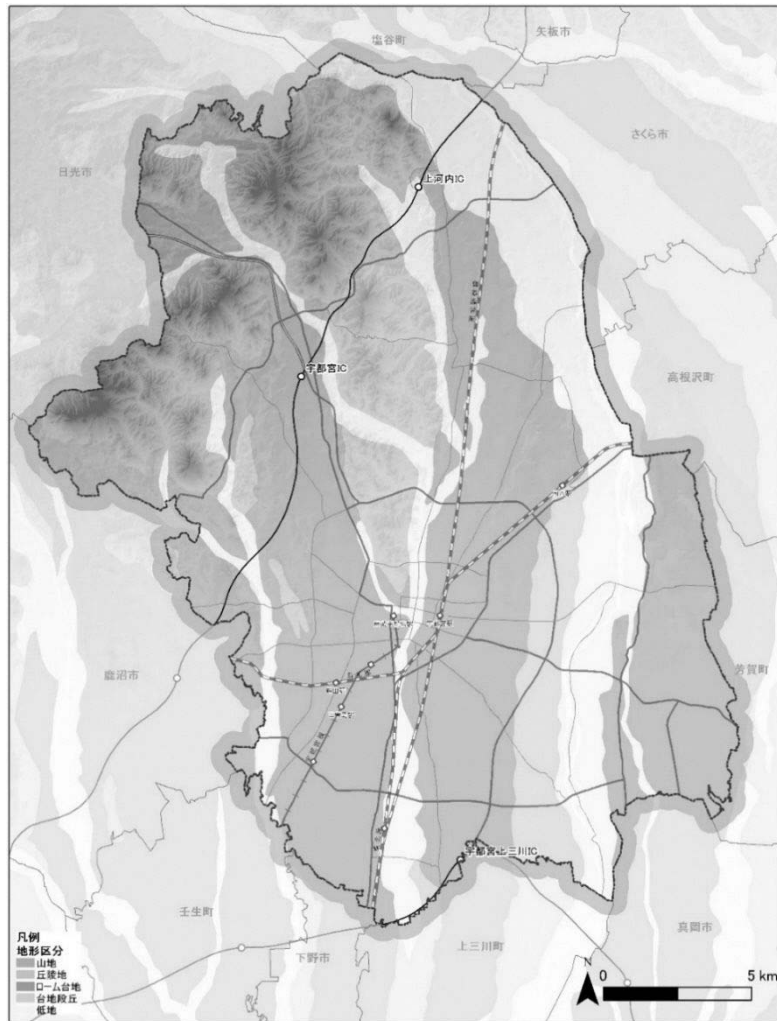
景観形成の目標と方針，その実現に向けた取組等を定める前提として，宇都宮市の景観特性を「自然」，「郷土」，「都市」の3つの観点から整理する。

(1) 自然

1) 宇都宮市の地理的な特性

宇都宮市は，奥羽山脈の南西端と関東平野の北端に位置している。南北に楔状にのびる宇都宮丘陵と台地，および鬼怒川，田川，姿川によって開削された低地によって構成されている。市街地は，古くから宇都宮丘陵の南端に位置する八幡山・二荒山神社を核として，宇都宮西台地の上に発展してきており，北および北西を山々に固まれ南東から南西に開けた地形になっている。

市域の北部にある本山，鞍掛山，古賀志山をはじめとする山々の主稜線は，日光連山とともに市街地景観のスカイラインを形成し，その斜面はバックスクリーンの緑として落ち着いた景観をもっている。また，本山を含む高館山地から伸びる宇都宮丘陵は楔状に市の中心部にくいこんでおり，宇都宮の景観的特徴の一つとなっている。



① 山地

樹林に囲まれた緑豊かな山地が広がっている。低山が固まって立地しており、山地内から異なる山の頂が近くに視認される。宇都宮市からは、男体山や女峰山などの山々からなる日光連山や羽黒山、古賀志山など多くの山が見られる。日光連山は栃木県日光市に位置しているが、市街地の高所だけでなく、環状道路や橋の上、鉄道の車窓など、市内の様々な場所から見られる。宇都宮市東部の低地を流れる鬼怒川からは羽黒山が見えるほか、北西部郊外に位置する古賀志山は低山であるものの、郊外であれば道路等から見る事ができる。栃木県庁や宇都宮市役所の展望ロビーなどからは富士山も望める。



<古賀志山山腹から天狗鳥屋山>



<赤川ダムと背後の古賀志山>

② 台地

北西部の山地から次第に標高が減じ、台地上にJR宇都宮駅を中心とした市街地が広がっている。低地から台地へ上がる坂の上などからは、低地部を眼下に望むことができる。鬼怒川が流れる低地部に向けて、南東方向にゆるやかに標高が減じている。



<台地上に形成された大谷石奇岩群>



<市街地の中を流れる田川>

③ 丘陵地

丘陵地は緑豊かな帯を形成しており、縁辺部では丘陵が遠方への眺めを遮り、緑に囲まれた空間が広がっている。



<宇都宮の中心市街地に向けて楔を打ち込むように南北に延びる丘陵地>

④ 低地

低地部では、水平基調の広がりのある農地景観が展開しており、遠方の山地が、眺めの対象場の背景となっている。また、鬼怒川は南北方向に流れ、東側の台地との境に広がる河岸段丘の緑が望める風景が広がっている。



<前景に農地と集落、屋敷林、背景に日光連山>



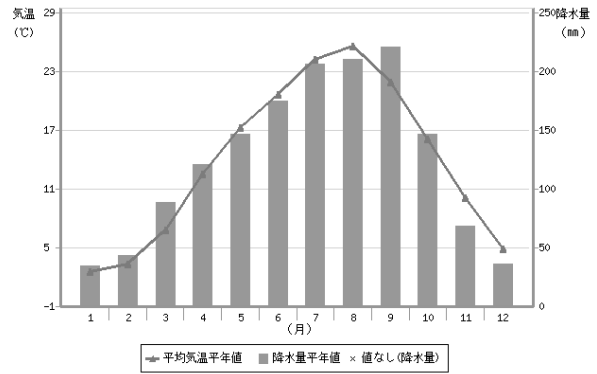
<広がりのある低地部の農村景観>



<鬼怒川と緑が広がる河岸段丘>

2) 宇都宮市の気候・季節

宇都宮市の気候は、太平洋型気候であるが、内陸部に位置するため年間の気温差が大きく、夏の激しい雷雨は本市の夏の風物詩になっている。季節の変化を象徴する景観としては、春には、日光街道や新川・釜川沿いの桜並木、八幡山や多気山の桜が彩りを添え、また秋には、紅葉の山々、低地に広がる水田の稲穂や市街地内のトチノキやイチョウの並木が色づき、冬には日光連山の雪化粧が遠望できる等、色彩豊かな風景を創り出している。



<宇都宮市の気温と降水量>気象庁

3) 宇都宮市の河川・川辺

① 郊外を流れる河川

宇都宮市の水系は、東側の鬼怒川を経て直接利根川に流入する鬼怒川水系と、西側の思川、渡良瀬遊水池を経て利根川に至る巴波川・思川水系とに分けられる。鬼怒川や姿川は、水量も多く、水質も比較的良好で、自然的河川の面影を残している。また、鬼怒川は低地部を南北に流れ、周りには水田が広がっている。鬼怒川サイクリングロードや鬼怒川橋など様々な場所から眺めることができる。



<鬼怒川>



<姿川>

② 市街地を流れる河川

中心市街地内には、街なかを縦断するように田川や釜川等が流れている。

田川はJR宇都宮駅西側にある宮の橋等から宇都宮市の市街地を背景に見ることができ、川沿いには桜並木が整備されている。

釜川には都市景観と調和した回遊庭園である釜川プロムナードが整備されており、しだれ桜など季節の草木に彩られている。

新川の宇都宮市西原から新町にかけては、川沿いが桜並木になっており、市内有数の桜の名所として知られている。



<田川と宇都宮丘陵>



<釜川プロムナード>



<新川の桜並木>

4) 農村・田園景観

① 農村景観

宇都宮市の市街地は、国道4号、国道119号沿道及び東武宇都宮線沿いに伸びており、その周辺に農村集落景観が展開している。山地の縁辺部には樹林を背景とした山際の集落が点在し、昔ながらののどかな風景を残している。

② 田園景観

宇都宮環状道路や羽黒山からも見ることができる鬼怒川周辺の低地部には、段丘面の緑地を背景に田園景観が広がっており、点在する散居型の集落とともに伝統的な集落景観を呈している。田園景観は田園のみでなく、筑波山や高原山を背景にした風景や、田園を新幹線やJR宇都宮線などの鉄道が走行している風景が見られる。



<豊郷地区の農地と丘陵の緑>



<羽黒山への眺め>



<新幹線の高架橋と田園風景>

5) 宇都宮らしい街路樹

① トチノキの並木

栃木県庁から宇都宮市役所を結ぶシンボルロードには、県木であるトチノキの並木が整備されている。

② イチョウ

宇都宮市役所北部、栃木県庁と宇都宮市役所を結ぶシンボルロードの旭町にある大イチョウは、市の天然記念物に指定された、宇都宮城ゆかりの名木であり、長年市民に親しまれ、現在は復興のシンボルとして多くの人に愛されている。

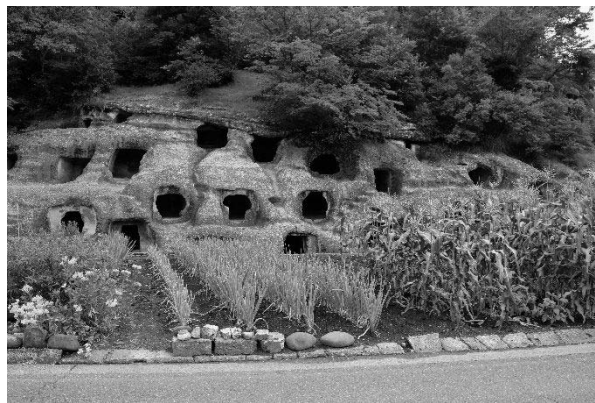


(2) 郷土

宇都宮市には、鬼怒川西岸に位置する約3万年前の人々の生活を偲ばせる飛山の落とし穴、姿川西側に位置する縄文時代前期の大規模集落跡（根古谷台遺跡）など、河川沿いの段丘に数多くの古代の遺跡が発見されている。笹塚古墳、塚山古墳など、当時の宇都宮が古代下野国の中心であったことを示す歴史的資源も多く立地している。

また、宇都宮市の中心市街地においては、平安時代から鎌倉時代にかけて、古代に成立した宇都宮明神（二荒山神社）の門前町、宇都宮城、町屋や宿場が形作られ、江戸時代に宇都宮城の西側の武家地が付加され、現在のまちの基盤が概ね成立した。江戸時代の主要な道路線形や町割も現在に引き継がれている。

さらに、江戸時代以降、宇都宮市では大谷石の建材としての採石産業が確立した。石切場である大谷地域のみならず、住宅の石蔵や石塀、道祖神、松が峰教会や旧大谷公会堂等の石造建築など、宇都宮市の至る所で、大谷石による風景が展開している。



<長岡百穴古墳>



<二荒山神社（境内からの眺め）>

1) 史跡

① 大谷地域

大谷石は宇都宮市の北西部に位置する大谷町を中心とした地域で採掘される凝灰岩の総称である。大谷景観公園には大谷石の岩壁があり、迫力ある景観をつくりだしている。古くから建物の外壁や石蔵等の建材として利用され、現在も大谷石の石蔵等は宇都宮市内に点在している。大谷石がもつ色彩・質感は、宇都宮固有の色彩特性といえる。

② 古墳

宇都宮市には塚山古墳をはじめ琴平塚古墳や笹塚古墳など多くの古墳や古墳群がある。なかでも塚山古墳は市花であるつつじが植えられており、鮮やかなつつじが鑑賞できる。

④ 宇都宮城址公園とその周辺

城下町・宿場町文化として、城郭や堀割は失われているが、二荒山神社と宇都宮城址公園が対峙し、その間に奥州街道（現在の大通り）と釜川があり、商業地を形づくとした町の基本骨格は受け継がれている。宇都宮城址公園は江戸時代中期の宇都宮城の一部が復元された公園で、夜間はライトアップしている。また、要塞都市としての街路形態や往時の町割を示す町名、日光街道の杉・桜並木、街道沿いの古い町家や一里塚、道標等がある。



<大谷景観公園の岩肌>



<塚山古墳のつつじ>



<白沢宿>



<宇都宮城址公園>

2) 歴史的建築物

① 二荒山神社

宇都宮市には門前町文化があり、現在も市の中心に鎮座している二荒山神社、バンバ、上町、下町といった名称に残されている。バンバから見上げる二荒山神社の大鳥居と山門と二荒山の緑は、市民の生活の中心として、また信仰の聖なる場としての風景をつくっており、逆に境内から見おろすバンバは、宇都宮の浅草として北関東一の賑わいを見せた仲見世は失われたものの、現在も商業の中心として賑わいを見せている。二荒山神社は夜にライトアップされ、春には桜が咲く。

② カトリック松が峰教会

宇都宮市の中心部には大谷石造りの教会と聖堂であるカトリック松が峰教会も位置している。夜にはライトアップもされ、都心部に魅力ある夜間景観を創り出している。現存最大級の大谷石建築で登録有形文化財に登録されている。

③ 大谷石蔵

大谷石建築物は、本市の産業、文化、人々の生活に密接に関わっており、本市のイメージを印象付ける貴重な資源であり、誇れる景観づくりにおいて非常に重要である。特に石蔵などは、市内に数多く存在しており、本市らしい街並み景観を形成している。



<二荒山神社>



<大谷石蔵>



<カトリック松が峰教会>



<カトリック松が峰教会
(ライトアップ)>

3) 街並み

① 白沢宿

宇都宮市の北部に位置する白沢宿は、江戸時代から明治時代に栄えた奥州街道の宿場町である。現在は旧奥州街道沿道に用水が流れ、水車が設けられており、当時の風情を彷彿とさせる街並みとなっている。



<白沢宿>

② 大谷石建造物群

大谷石蔵などが集積した街並みを形成している徳次郎町（西根）・上田町・芦沼町などの大谷石建造物群における街並みは、「大谷石の文化」を象徴する、本市においても特異な集落景観を形成している。



<徳次郎町（西根）>



<上田町>



<芦沼町>

(3) 都市

市の北西部は大半が山地の森林であり一部の範囲は農用地として利用されている。宇都宮駅およびその周辺、鬼怒川左岸側のテクノポリスセンター地区に建物用地（市街地）が広がる。その市街地を取り巻くように、北東部ならびに南部の一部、鬼怒川右岸側を中心に農用地が展開している。

1) 都市構造

① 都心部景観

都心部は、旧城下町にコンパクトにまとまっている。こうした街並みは古賀志山や多気山など多くの山々や丘陵地のような高い位置から俯瞰することができる。大通り沿いは、比較的業務系施設に特化してきており、量感（ボリューム）や高さが周辺市街地から突出している。そのような中、景観形成重点地区に指定した大通り地区については、「宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成」を目標に、都市拠点の中心として、多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間の形成を目指し、低層階では賑わいを、中高層階では風格を、それぞれ創出するため、色彩などのファサードの形態意匠や、屋外広告物に関する、良好な景観形成に向けた規制・誘導を図っている。

また、JR宇都宮駅前にはペDESTリアンデッキが整備されており、西側に伸びる大通りを眺められる。市街地は宇都宮タワーや栃木県庁の展望ロビーなどから眺められ、夜は宇都宮市の美しい夜景も見られるほか、シンボルロードは県庁と市役所を結ぶ並木道で、夜はライトアップも行っている。

東武宇都宮駅の西側にはユニオン通り、東側には約500mにわたるアーケード商店街のオリオン通りや南北に伸びるバンバ通りが賑わいをみせている。オリオン通りの一角に整備されたオリオンスクエアでは、日常的にイベントが実施されるなど、さらなる賑わいや憩いの場が創出されている。



<JR 宇都宮駅西口からみた大通り>



<オリオン通り>

② 住宅地景観

都心部をとりまく形で住宅地が広がっているが、スプロール市街地と計画的団地開発が混在しており、景観的にまとまりがなく、住環境面からみても好ましいものになっていない。しかし、旧城下町の武士の居住区であった西二～三丁目や東武宇都宮線沿いの古い住宅地開発のなかには、区画道路は狭いものの敷地内の緑も多く、比較的良好な住宅地景観を呈している地区もある。

③ 工業地景観

工業地は、平出工業団地や清原工業団地に代表される大規模なものと、北部および、西部に点在する比較的規模の小さい工場がある。北部及び西部の中小工場は、住宅系市街地の中に埋没しているが、南部の大規模工場や平出工業団地は、周辺の市街化が進行しており、十分な緩衝帯もなく、大規模な灰色の建物群が市街地から突出し強烈な印象を与えている。一方、清原工業団地は、比較的緩衝緑地も確保されており、整備が進められているLRTにより、物流機能の強化や産業活動の活性化が図られることから、さらなる周辺環境と調和した景観の形成が求められます。

④ 都心部の色彩

宇都宮市の地域資源である大谷石の素材が持つ色彩・質感は、宇都宮固有の色彩特性といえ、都心部では大谷石を外壁面等に使用するなど、様々な場所で見られる。

都心部の色彩的特性は、淡い赤（R）や黄赤（YR）を中心とする壁面の色彩と、赤青等の原色を用いた看板色が街並みの色彩を支配している。



2) 活動

① 交通の景観

現在、LRTを軸とし、鉄道、バス、地域内交通、自動車、自転車など、多様な交通手段の一体的な取組が進められている。特に、LRTの車窓には、連続しながら変化する土地利用が展開し、今後は、それらを横断する軸としての景観形成が必要である。

②生活・文化

毎年10月にはジャパンカップサイクルードレースが森林公園周回コースで2日間にわたり開催される。アジアにおける最大のレースの1つであり、世界の第一線で活躍する選手たちの本気の勝負を間近で見ることが出来る日本で唯一の大会でもある。2010年からは同時期に市街地や公園などを走るジャパンカップクリテリウムが開催されている。

地域住民による、魅力的な景観の保全・活用に向けた取組が様々行われている。河川や坂道に沿って植えられたコスモスやあじさいなどは、時間と手間をかけて、丁寧に維持管理されており、住民の愛着が感じられる風景になっている。また、宇都宮市を縦断する釜川は、自然や歴史、文化、生業といった、様々な魅力があふれており、市民団体等により、地域住民や来訪者が、憩い・集い・行き交う、それらの釜川の魅力を生かした活動が行われている。



<ジャパンカップ>



<釜川>



<田川コスモスロード>



<氷室あじさい坂>

2 これまでの景観関連の施策や取組

「市民主体・市民協働の景観形成」、「市民・事業者の景観意識の高揚」、「規制誘導による景観形成」、「推進体制づくり」の4つに対して、取組状況を整理します。

(1) 市民主体・市民協働の景観形成

施策事業	実績
地域の景観形成の推進 (景観形成重点地区等の指定)	・大通り、白沢など6地区
住民組織の育成 (景観づくり推進協議会の創設)	・景観づくり推進協議会(景観形成重点地区 3 地区:大通り、白沢、岡本駅)
民間活力を生かした景観形成(景観整備機構)	・歴史的建造物の調査及び保全活用コンペティション(建築士会) ・大谷石建造物群の調査・研究、シンポジウム(大谷石研究会) ・市主催講演会における連携(H25～)
市民ボランティアの活動の促進	・まちなみ景観賞に景観づくり部門創設(表彰数 4 件) ・違反広告物除却ボランティア(12 団体・401 人)

(2) 市民・事業者の景観意識の高揚

施策事業	実績
表彰事業の実施	・まちなみ景観賞(H4～、表彰数 79 件)
事業者啓発の実施	・景観整備機構指定(2 団体) ・団体会報への掲載(建築士会、大谷石研究会、屋外広告美術協同組合、商工会議所等) ・屋外広告タウンミーティング(H26～)
次世代教育の実施	・出前講座(10 回程度/年) ・高校生景観まち歩き(H27・28、計 23 名)
市民参加型の啓発イベントの開催	・講演会、シンポジウム(H25～) ・うつつのみや百景ツアー(9 回/年)

(3) 規制・誘導による景観形成

施策事業	実績
景観計画に基づく景観形成	・届出制による規制・誘導(H20～) ・色彩景観ガイドラインによる誘導(H20～) ・景観形成重点地区等指定(6 地区)
屋外広告物の適正な規制・誘導	・地域区分や広告物景観形成地区等の設定(H20～) ・違反広告物の是正(H24～) ・優良広告物の誘導(まちなみ景観賞にサイン部門創設、表彰 2 件)
景観アセスメントの導入	・公共施設デザイン調整(H20～)
技術支援や助成制度の実施	・景観アドバイザー(H7～) ・景観づくり推進活動費交付金(H21～、活用4地区) ・景観づくり整備費補助金(H21～、活用1件)

(4) 推進体制づくり

施策事業	実績
景観アドバイザーの派遣	・景観アドバイザー(H7～)
行政間や庁内における連携	・公共施設デザイン調整(H20～) ・栃木の景観づくり連絡会議(H20～)

3 宇都宮市が抱える景観上の課題

宇都宮市は様々な景観特性を有している。この景観特性は、自然の力や歴史、人々の生業などととも、時間をかけて形成された景観、都市の発展や魅力創出を目指して形成された景観によるものである。これらの景観を保全・活用することが、個性的で魅力ある都市景観の形成にとって重要である。また、北関東の中核都市として、さらに飛躍していくためにも、観光拠点である大谷やLRTを中心に、新たに魅力のある景観を創出していくことも必要である。

ここでは、現状の魅力ある景観の保全や活用、あるいは新たな魅力ある景観の創出に関わる課題を示す。

(1) 景観の保全に関わる課題

① 良好な眺めの保全向上と視点場の保全

本市の魅力を楽しめる良好な眺めを、人が滞在する場所において確保するほか、建築物の規制誘導等によって魅力的な景観資源への眺めを保全するとともに、快適に滞在できる視点場の整備が必要である。

② 中心市街地の歴史軸における、宇都宮市の歴史を表す象徴的な景観形成

中心市街地の歴史を現在に残す町割りを縦断する歴史軸において、沿道の統一的な景観形成を図り、その存在感を高めていくこと必要がある。

(2) 景観の活用に関わる課題

① 地形の特性を活かした景観形成

低地に広がる農地や市街地、河川を俯瞰できる台地など、地形を良好な景観形成のための重要な場所として活用していく必要がある。

② 土地利用の多様さと変化を活かした景観形成

土地利用の状況から分類したゾーン別の景観形成に加え、高速道路、新幹線、自動車、LRT等の車窓に展開する、連続しながら変化する土地利用を活かした景観形成が必要である。

③ 中心市街地における良好な夜間景観の形成による魅力向上

二荒山神社やカトリック松が峰教会などの中心市街地において、本市を象徴する特定の歴史文化的資源へのライトアップも重要な景観資源と位置付け、それらを阻害しないような、その周辺と一体となった夜間景観を形成することが必要である。

④ 大谷地域における、観光振興につながる良好な景観形成

本市において特徴的な景観を形成している大谷地域においては、大谷石の歴史・文化が形成した自然景観、産業景観、大谷石建造物群といった観光に繋がる要素が多く存在する。

観光振興との連携を図るため、地域固有の景観を阻害する要因の除却、周辺景観に調和した建築物等の整備・誘導による、歴史文化を活かした景観形成が必要である。

(3) 新たな魅力ある景観の創出に関わる課題

① 都市空間における緑景観の創出による魅力向上

都市空間においては、主要幹線道路のみならず、川沿いや遊歩道など細街路等での、きめ細かな緑景観を創出することが必要である。

② 大谷地域における面的な景観形成による魅力向上

本市の歴史・文化があらわれた景観が魅力的であると感じられている大谷地域において、今後の更なる魅力向上のため、特定の景観資源周辺や視点場の整備のみならず、地域全体の面的な景観形成を図ることが必要である。

③ 都市の魅力・象徴の創造に資する、LRT沿線の魅力的な景観形成

LRTは、都心、田園、河川、住宅地など、多様な土地利用の変化の中を走行する。この、LRTが走行する風景、また、LRTから眺める風景は、本市を印象付ける代表的な景観となることから、新たに創出されるLRT沿線の景観に対する配慮や対策を推進していく必要がある。

④ ネットワーク型コンパクトシティ形成と連携した景観形成

今後、ネットワーク型コンパクトシティの推進による新たな拠点や、軸の形成が図られ、都市の骨格が変容することから、それに合わせた景観形成に取り組むことが必要である。

第3章 良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の基本目標

(1) 市全域における景観計画について

本計画は、市全域の良好な景観形成を図る上で、その基本となる目標や各地域の景観形成の方針を示すとともに、景観を構成する要素の一つである屋外広告物、地域の景観資源を活かすための公共施設や重要な建造物・樹木についての考え方を示すことで、総合的な景観形成の方針を示すこととする。

また、周囲の景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物や工作物等に対して、景観の誘導を行うために届出の対象とする。

(2) 景観形成の基本目標

本市には、北部や北西部に連なる山並み、丘陵の緑、田川や鬼怒川の流れと河岸の緑、大谷地域、また市街地を囲む広がりのある農地等、自然の豊かさが残されている。これら自然的要素のおりなす四季折々の風景は、本市の景観を特徴づけるものであり、人々の生活にうるおいと安らぎを与えている。

また、本市には長い年月をかけて築き上げられた、多くの景観資源が残されており、これらの本市の個性や、長い営みのなかで培われてきた風土を大切にし、人々が住みやすく、住み続けたいくなり、また、行ってみたい、暮らしてみたいくなる景観形成を実現することが、「宇都宮らしさ」の創出、我がまちという誇りにつながり、今後の宇都宮のまちづくりに重要である。

本市では、これら宇都宮を特徴づける豊かな風土、暮らしやすい生活環境、都会と農村の共存など、都市としての魅力を高め、うつくしの都（美しい宇都宮）の実現を目指す。

< 基本目標 >

宇都宮らしい美しい都市景観の形成

— 豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくり —

2 市全域における景観形成の基本方針

豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくりに向けては、本市の景観を特徴づけている「緑」「水辺」「歴史・文化」を保全・育成していくとともに、「街並み」「道路・広場」を調和のあるものとしていくことが必要である。

そのため、美しく魅力ある景観を保全、活用、創出するための5つの方針を次に示す。

(1) 景観形成の基本方針

1) やすらぎのある緑景観の創造・保全

緑は、都市の風格づくりや、街の特徴として、良好な景観形成に重要であり、羽黒山や古賀志山、大谷の岩肌などの特徴ある景観を持つ緑の軸や丘陵地の緑を保全するとともに、市民が気軽に楽しみ、観光客の滞在を促す緑空間として活用することや、市街地内において、緑を質・量とも増やすとともに、それらを適切に維持管理し、都市の快適性を高めることが大切である。さらに、郷土を感じさせる農村景観の保全を図り、市民にやすらぎを与える緑景観の形成に努め、地形の特性を活かし、自然と調和した都市を実感できるような遠景の確保も大切である。

2) うるおいのある水景観の創造・保全

水は、人間の生活に欠かせないものであり、心理的にもうるおいや豊かさを与えるものである。また、都市生活の中において、水辺空間はうるおいや安らぎなどをもたらす重要な空間である。そのため、水資源を都市空間の中に活かし、市民や来訪者等に対して、水との関わりのある生活風景を創造・保全することが大切である。

3) 豊かな歴史・文化景観の創造・保全

まちの歴史や文化は、目に見える形態として、あるいはまちの雰囲気として、さらには祭りなどの「晴れの場」として、都市に深みを与えるものであり、地域の個性の原点となるものである。

宇都宮らしい、深みのある景観を形成するためには、二荒の森の風致や、市内に多く残る大谷石建造物を始めとした歴史的建造物、白沢宿や日光街道の並木など旧街道沿いなどにある街並みの保全や活用、地場産材の活用等、残された歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、景観資源、観光資源として活用することで新たな宇都宮の歴史・文化を創造し、調和のとれた、風格ある歴史文化景観の形成を推進していくことが大切である。

4) 調和のある街並み景観の創造・保全

地域の特性に応じて、駅周辺における都市の顔づくり、都心部における賑わいのある商業空間や夜間景観の創出、緑豊かな住宅地や秩序ある工業団地の景観形成のほか、大谷地域では、大谷石のある風景に配慮した建物、工作物等の誘導、来訪者が滞在を楽しむことのできる空間の形成により、本市の観光拠点としての魅力向上や、本市の交通ネットワークの要となるLRT沿線では、展開する多様な景観の特性に応じた、賑わいや落ち着きのある空間の形成を図り、宇都宮市の新たな顔づくりを図るなど、調和のとれた街並み景観の形成が大切である。

また、道路などの公共施設のみならず、個々の建物はもとより、建物の連続する街並みについては、地区の景観特性に応じた統一性と変化の均衡のとれたものにし、公開空地やオープンスペース

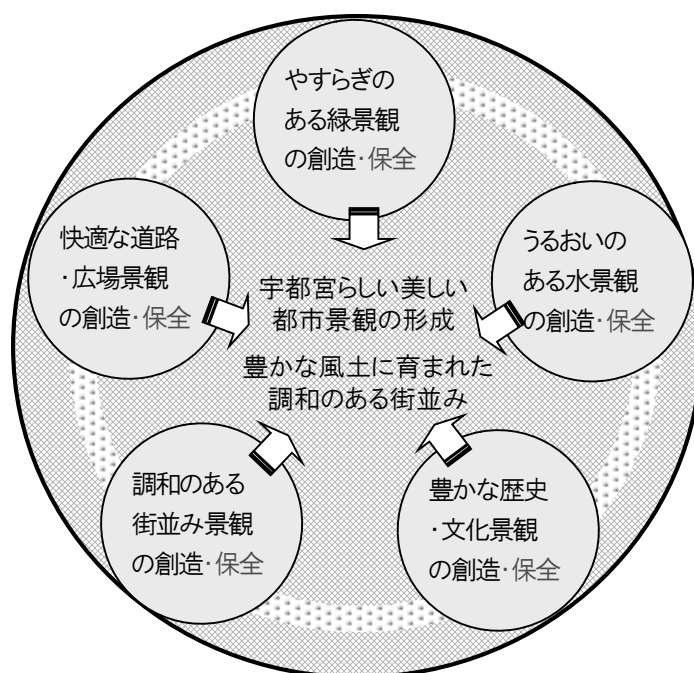
の確保等により、メリハリのある都市空間を形成していくことが重要である。さらに、電柱、電線等の架空線、屋外広告物等の景観を阻害する要素を改善していくことも大切である。

5) 快適な道路・広場景観の創造・保全

魅力的な景観を形成するためには、市が先導的に道路や公園・広場などの公共空間を整ったものにしていくことが重要である。公共空間は、都市空間の中に占める割合が高く、市民の利用頻度からも、その整備効果が高いものである。そのため、道路については、通りの性格に応じた整備を行い、歩行者空間のネットワーク化と街路樹等による緑のネットワーク化を図ることが大切であり、公園・広場については、市街地内のオープンスペースあるいは緑の拠点として、積極的に確保していくとともに人々の出会いの場、憩いの場としての演出が重要である。

また、市民や来訪者が滞留し、宇都宮市の魅力的な眺めが得られる場所では、眺望の保全向上と快適な視点場の創出が大切である。

図 I - 3 都市景観形成概念



(2) 地域別の景観形成方針

本市の総合計画や都市計画マスタープランにおける地域別計画等を踏まえ、地域区分である「北西部地域」「北東部地域」「中央地域」「東部地域」「南部地域」の5地域に区分すると同時に、景観特性に関係の深い「自然」「土地利用」の状況から、「山地丘陵景観ゾーン」「田園集落景観ゾーン」「住宅地景観ゾーン」「都心景観ゾーン」「工業流通景観ゾーン」の5種類のゾーンに分け、景観形成の方針を示す。

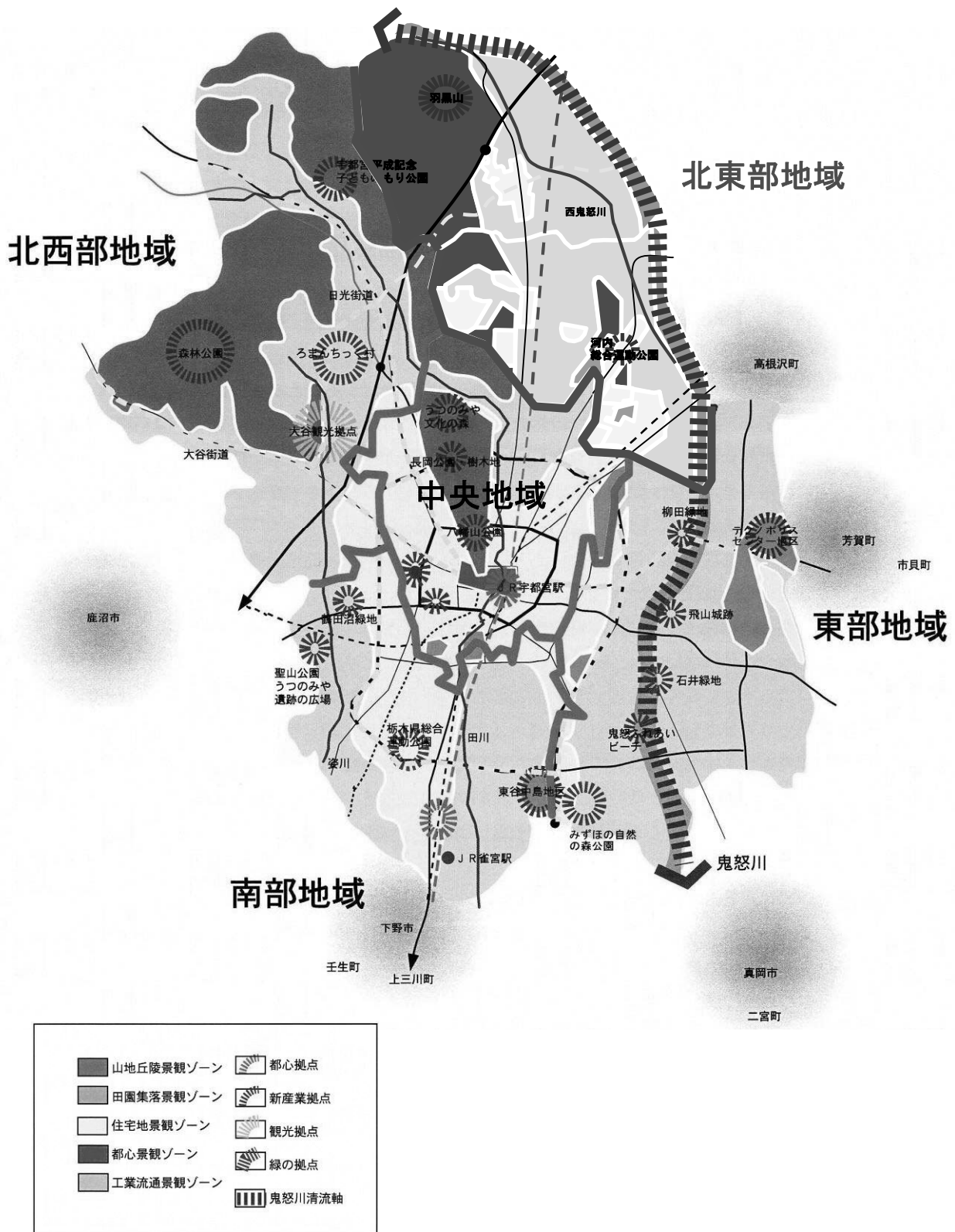
表 I - 1 対象地域別の分類

地 域 別	山地丘陵 景観ゾーン	田園集落 景観ゾーン	住宅地 景観ゾーン	都心 景観ゾーン	工業流通 景観ゾーン
北西部地域	○	○	○		
北東部地域	○	○	○		○
中央地域	○	○	○	○	○
東部地域		○	○		○
南部地域		○	○		○

表 I - 2 ゾーン別の景観

ゾ ー ン 別	景 観 特 性
山地丘陵景観ゾーン	北部北西部の山々と、山並みが市街地に伸びた宇都宮丘陵からなるゾーンで、本市の北面の山並みや市街地の緑の景観を形成するゾーン
田園集落景観ゾーン	鬼怒川、田川、姿川の周囲に広がる田園、鬼怒川東側や北西部山並みのすそ野に広がる田畑・果樹園、北西部地域の山あい広がる田園からなるゾーンで、田園風景の中に集落や平地林が点在するゾーン
住宅地景観ゾーン	主に市街化区域内のゾーンで、住宅地又は住宅と店舗等との混在するゾーン
都心景観ゾーン	都心環状線の内側のゾーンで、古くから宇都宮市の中心として栄え、JR宇都宮駅等の市の玄関口を有し、また、商業・業務の中枢をなすゾーン
工業流通景観ゾーン	大規模な工業団地やまとまった工場群、宇都宮市中央卸売市場が立地する地区及びテクノポリスセンター地区・東谷中島地区からなるゾーン

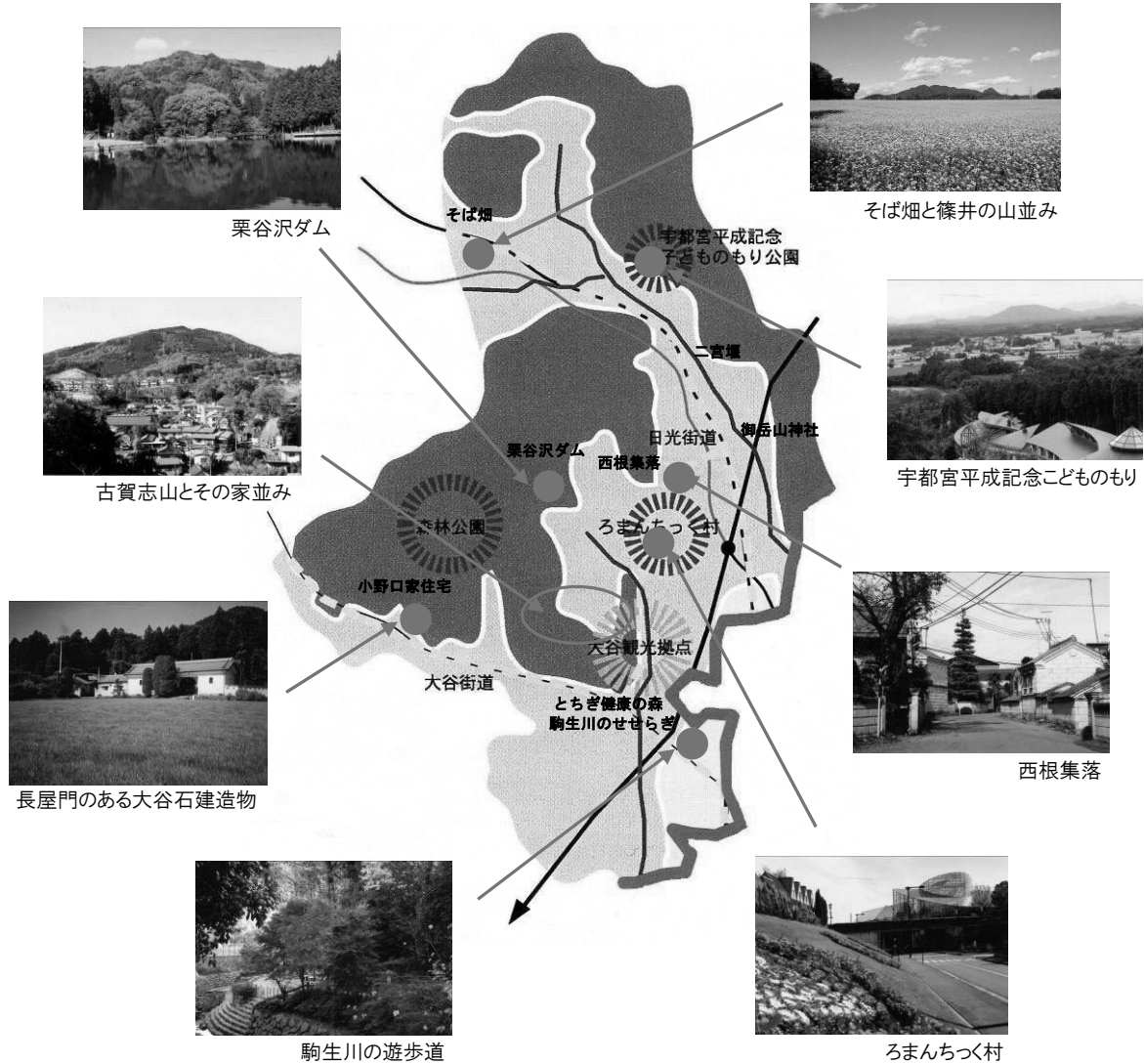
図 I - 4 地域別の景観類型図



1) 北西部地域

【全体方針】

優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然を親しめる景観を目指す。



【ゾーン別方針】

ゾ ー ン	景 観 形 成 の 方 向
自然と親しめる 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山並みの稜線や緑景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> → 無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制 → 山並みの稜線を阻害する造成の抑制 → 裸地への植林や造成地での植林の促進 → <u>山並みの景観に配慮した高さ、色、デザインの建築物、工作物及び広告物、太陽光発電用施設の促進</u> ・ 楽しみながら山並みを回遊することのできるしかけづくり <ul style="list-style-type: none"> → のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりの促進

のどかさを感じさせる
田園集落景観ゾーン

- 山並みの稜線や緑の景観の保全
 - 無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制
 - 山並みの稜線を阻害する造成の抑制
 - 裸地への植林や造成地での植栽の促進
 - 山並みの景観に配慮した高さ，色，デザインの建築物，工作物及び広告物の促進

- 田園集落景観の保全
 - 山際に点在する昔ながらの農家集落の保全の促進
 - 長屋門など，伝統的建造物の保全の促進
 - 田園景観に配慮した高さ，色，デザインの建築物，工作物及び広告物の促進
 - 休耕地や用水路，あぜ道などの適正な維持管理の促進

- 魅力的な田園景観の創出
 - 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進（芝桜，彼岸花などの植栽）
 - 休耕田の魅力的な景観創出の促進

- 特徴的な景観である「大谷」らしい景観の保全
 - 自然造形や採掘跡として評価の高い岩肌などの保全
 - 大谷石建造物の保全
 - 大谷の景観を阻害する色やデザインの建築物や広告物，太陽光発電用施設の抑制

- 「石の里・大谷」をイメージさせる景観の創出
 - 大谷地域の固有の景観に配慮した建築物や工作物の整備や大谷石の利用促進
 - 大谷の入り口が感じられるサインなどの整備の促進

- 観光拠点「大谷」として，楽しみながら景観を回遊することのできるしかけづくり
 - のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりの促進
 - 来訪者が大谷地域の魅力を享受できる，視点場や眺望景観の保全・整備と夜間景観の創出

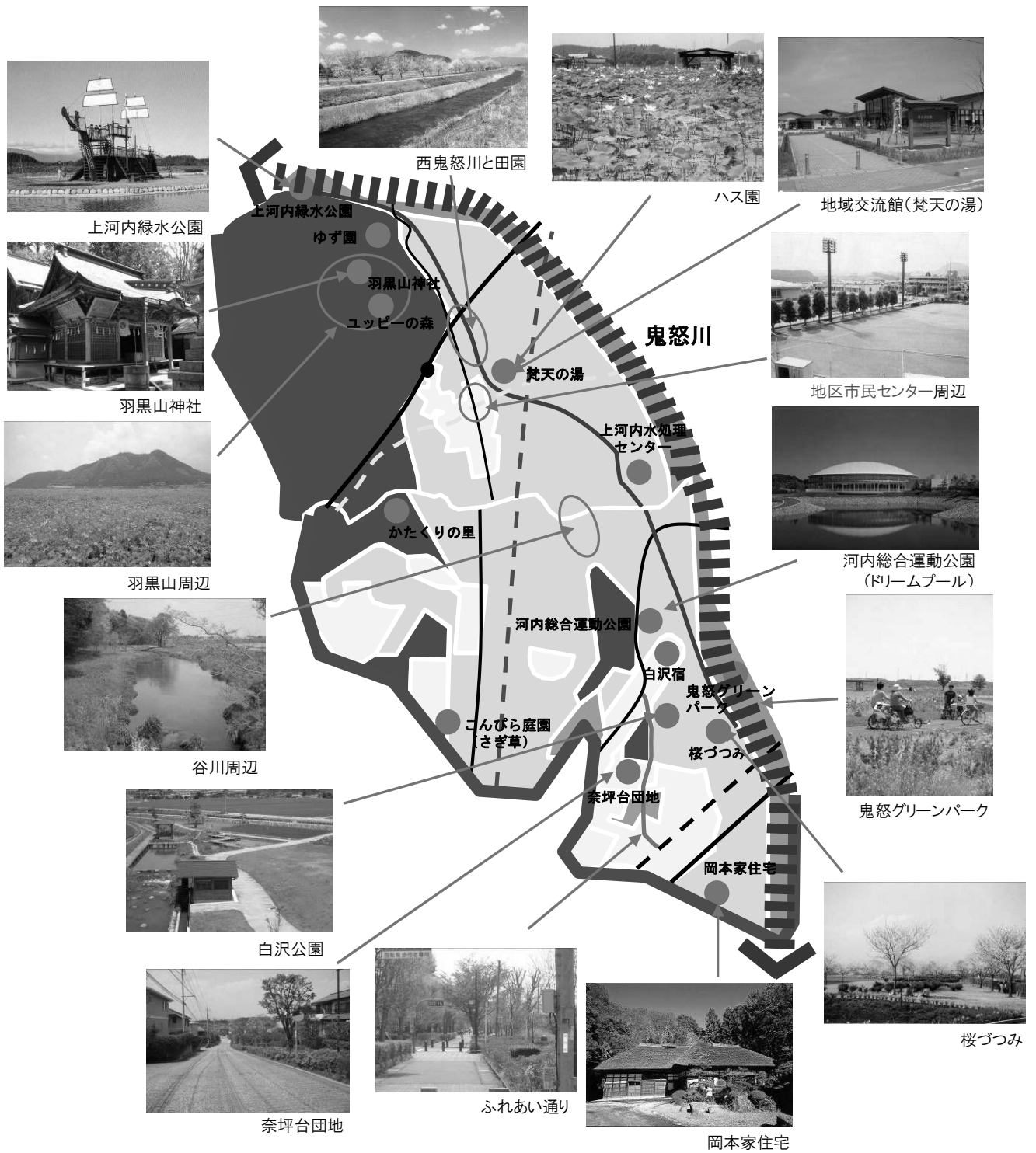
- 歴史・文化を感じさせる景観の保全
 - 石蔵が集積する西根集落を始めとした，大谷石蔵の保全

<p>駒生や宝木の 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風土を感じさせる景観の保全 →点在する大谷石蔵の維持管理の促進 ・河川景観を楽しめる景観の保全 →親水性のある水辺景観の維持管理 ・「旧街道」の趣を感じさせる景観の保全 →杉並木，一里塚，桜並木などの保全 →街道の景観に配慮した色，デザインの建築物の促進 →屋外広告物の色や大きさ，デザインへの誘導 ・市街地に残された平地林の保全 ・落ち着きのある住宅地の景観形成 →色彩に配慮した建築物の建設の促進 →道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 →集合住宅の建築物デザインの工夫や敷地内の緑化による住宅地の整備の促進
----------------------------	---

2) 北東部地域

【全体方針】

豊かな自然景観や田園景観，文化資源を保全・活用し，ひと・まち・自然が調和した景観を目指す。



【ゾーン別方針】

ゾ ー ン	景 観 形 成 の 方 向
山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの稜線や緑景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制 →山並みの稜線を阻害する造成の抑制 →裸地への植林や造成地での植林の促進 →山並みの景観に配慮した高さ，色，デザインの建築物，工作物及び広告物の促進 ・楽しみながら山並みを回遊することのできるしかけづくり <ul style="list-style-type: none"> →のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりの促進 ・丘陵の緑景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →丘陵景観に配慮した色やデザインの建築物，工作物及び広告物の促進 →ゆず園などの保全の促進 →残された平地林の保全の促進 →さぎ草などの保全の促進 ・河川景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →上河内緑水公園などの維持管理の促進 ・道路などからの眺望景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →沿道の斜面や擁壁の緑化の促進 →丘陵景観に配慮した色やデザインの商業施設や広告物の促進 ・歴史・文化を感じさせる景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →羽黒山神社や周辺緑地の保全
田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・田園集落景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →昔ながらの農家集落の保全の促進 →長屋門など，伝統的建造物の保全の促進 →田園景観を阻害する高さ，色，デザインの建築物や広告物の抑制 →休耕地や用水路，あぜ道などの適正な維持管理の促進 →残された平地林の保全の促進 ・魅力的な田園景観の創出 <ul style="list-style-type: none"> →魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進（芝桜，彼岸花などの植栽） →休耕田の魅力的な景観創出の促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・河川景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →桜づつみなど，河川や河川岸の清掃や下草刈りの促進 →廃棄物投棄の防止と美化運動の促進 ・歴史・文化を感じさせる景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →岡本家住宅や岡本城跡の周辺緑地の保全 →社寺や古墳の保全の促進 →<u>石蔵が集積する上田，芦沼集落を始めとした，大谷石蔵の保全</u>
住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある住宅地の景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →色彩に配慮した建築物の建設の促進 →道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 →集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進 ・駅周辺の良好な景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →<u>地域拠点として魅力ある岡本駅周辺の街並み形成の促進</u> →<u>快適な遊歩道，街路樹などの街路空間の整備促進</u> ・歴史・文化を感じさせる景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →白沢宿や周辺緑地の保全 →社寺や古墳の保全の促進
工業流通景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな工場の景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →工場内の緑地の維持管理の促進 →工場内の植栽による緑化の促進

3) 中央地域

【全体方針】

自然と文化の調和を図りながら、中核都市にふさわしい魅力ある景観を目指す。



【ゾーン別方針】

ゾ ー ン	景 観 形 成 の 方 向
宇都宮丘陵の 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丘陵の緑景観の保全 → 丘陵景観に配慮した色やデザインの建築物, 工作物及び広告物の促進 ・ 丘陵の緑に配慮した都市拠点圏域の新たな景観形成 → 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並み形成の促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などからの眺望景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →沿道の斜面や擁壁の緑化の促進 →丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制 ・歴史・文化を感じさせる景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →長岡百穴，瓦塚古墳や周辺緑地の保全
<p>豊郷の 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮丘陵への眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> →丘陵への眺望に配慮した高さ，色，デザインの建築物，工作物及び広告物の促進 ・田園集落景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →昔ながらの農家集落の保全の促進 →長屋門など，伝統的建造物の保全の促進 →田園集落景観に配慮した高さ，色，デザインの建築物や広告物の促進 →休耕地や用水路，あぜ道などの適正な維持管理の促進 ・魅力的な田園景観の創出 <ul style="list-style-type: none"> →魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進（芝桜，彼岸花などの植栽） →休耕田の魅力的な景観創出の促進
<p>快適な市街地の 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある住宅地の保全 <ul style="list-style-type: none"> →歴史を感じさせる街並みの保全の促進 →閑静な街並みに配慮した建築物の建築などの促進 ・歴史・風土を感じさせる景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →点在する社寺や大谷石蔵の景観の保全と維持管理の促進 ・主要な幹線道路沿いの街並み景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →沿道の景観を阻害する広告物の抑制 →大規模商業施設の駐車場周辺，敷地内の緑化の促進 ・落ち着いたある住宅地の景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 →集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進 →快適な街並み形成の促進

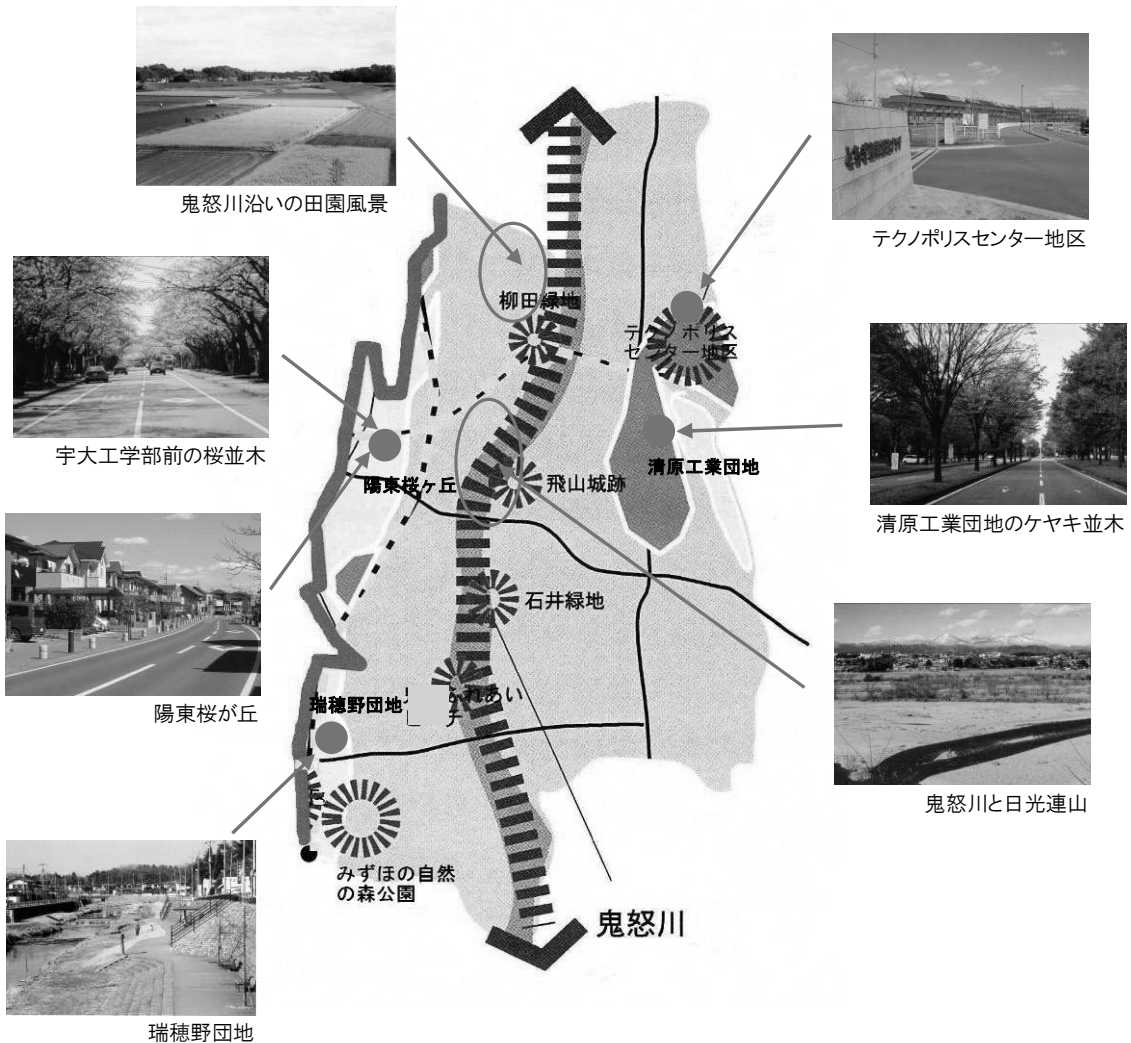
	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層住宅と戸建住宅がバランスのとれた街並みの形成 →周辺環境との緩衝帯となる緑地づくりの推進 →周辺に圧迫感を与えない色, デザインを用いた中高層住宅の建設の促進 ・<u>面整備(区画整理)に合わせ, 歴史・文化の保全と新たな住宅地景観の形成</u> →<u>小幡・清住の旧街道の歴史と現代的街並みの調和</u> →<u>統一感のある住宅地、街路空間の誘導</u>
<p>宇都宮の「顔」となっている都心景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大通りや歴史軸からの風格ある二荒の杜の眺望の保全</u> →<u>二荒の杜を中心とした, 眺望景観・歴史景観に配慮した建築物の建築の促進</u> ・風格や美しさ, にぎわいを感じさせる沿道景観の保全 →沿道景観を阻害する広告物の抑制とデザイン, 色彩, 形状, <u>周辺との関係性に配慮した広告物の設置の促進</u> ・大通りなどの魅力とゆとりのある沿道景観の形成 →沿道商店街の魅力と個性ある街並みの形成の促進 →安全で快適な歩行空間の形成の促進 →統一感のある建築物や広告物の設置の促進 →老朽化したアーケードなどの撤去 →<u>温かみやにぎわいを感じる夜間景観の創出</u> ・都心部の豊かな緑景観の保全 ・<u>宇都宮の玄関口としてふさわしい駅周辺における景観形成</u> →<u>J R宇都宮駅周辺における本市の「顔」としての魅力ある景観形成の促進</u> →<u>東武宇都宮駅周辺の魅力的な景観形成の促進</u> →<u>空き地や駐車場などの低未利用地の解消とオープンスペースの確保</u> ・うるおいを感じさせる緑化の促進 →街路, 敷地内, 建築物屋上などの緑化の促進 ・安全で楽しい夜間景観の形成 →ショーウィンドー, 建築物, 橋, 街路樹へのライトアップの促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>L R T沿線の景観づくり</u> → <u>新たに創出されるL R T沿線における, 建築物や屋外広告物に対する, 車窓からの景観に対する配慮</u> → <u>電停や線路など新たに整備する施設のデザイン性の統一</u> ・ 「うるおい」空間としての釜川の保全 ・ 釜川の沿線の景観づくり → 釜川プロムナード沿線での魅力ある建築物の建設の促進 → 釜川プロムナードでのイベントの実施の促進 ・ 歴史・文化を感じさせる景観の保全 → 社寺, 旧家, 天然記念物の保全の促進 → <u>大谷石建造物の保全・活用の促進</u> ・ カトリック松が峰教会の周辺における景観の保全 → 教会の景観に配慮した色, デザインなどの建築物, 工作物及び広告物の促進 ・ ニ荒の杜の景観の保全 ・ 歴史性の高い市民のシンボルとしての整備 → ニ荒の杜, 宇都宮城址公園と調和した街並みづくりの促進
<p>宇都宮の産業を支える 工業流通景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かな工場の景観の保全 → 工場内の緑地の維持管理の促進 → 工場内の植栽による緑化の促進

4) 東部地域

【全体方針】

鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す。



【ゾーン別方針】

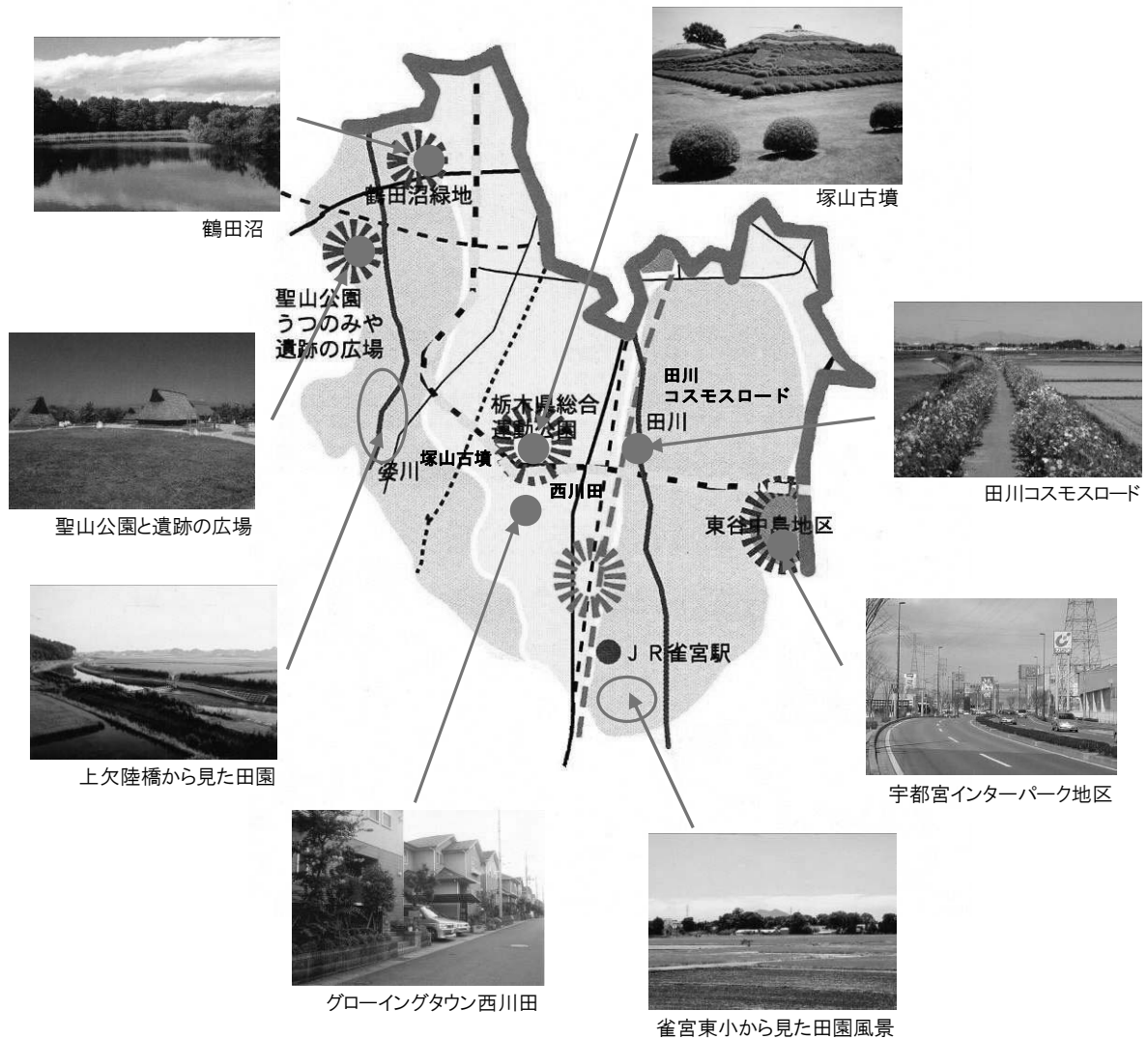
ゾ ー ン	景 観 形 成 の 方 向
鬼怒川の豊かな恵みをうける 田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園集落景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →昔ながらの農家集落の保全の促進 →長屋門など、伝統的建造物の保全の促進 →田園景観に配慮した高さ、色、デザインの建築物、工作物及び広告物の促進 →神社の杜、古墳などの保全の促進 →休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進 ・ 魅力的な田園景観の創出 <ul style="list-style-type: none"> →魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進（芝桜、彼岸花などの植栽）

	<p>→休耕田の魅力的な景観創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →河川敷，緑地，平地林などの保全の促進 →河川景観に配慮した色，デザインの建築物，工作物及び広告物の配慮 ・L R T沿線の景観づくり <ul style="list-style-type: none"> →<u>車窓に展開する，連続しながら変化する土地利用を活かした景観形成</u> →<u>車窓から眺める田園，山地の眺望景観に配慮した，建築物や広告物の配置，規模，色等の促進</u>
<p>東部の良好な住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある住宅地の景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 →集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進 →快適な街並み形成の促進 →遊歩道，街路空間の整備の促進 ・L R T沿線の景観づくり <ul style="list-style-type: none"> →<u>新たに創出されるL R T沿線における，建築物や屋外広告物に対する，車窓からの景観に対する配慮</u> →<u>車窓に展開する，連続しながら変化する土地利用を活かした景観形成</u> ・歴史の面影を残す景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →社寺を取り囲む杜の保全の促進
<p>近代的な工業流通景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の新たな都市拠点の景観整備 <ul style="list-style-type: none"> →拠点地区にふさわしい魅力的な街並み整備の促進 →ゆとりを感じさせる建築物の建設の促進 →緑あふれる街並み形成の促進 →快適でうるおいのある住宅地の景観形成の促進 ・L R T沿線の景観づくり <ul style="list-style-type: none"> →<u>新たに創出されるL R T沿線における，建築物や屋外広告物に対する，車窓からの景観に対する配慮</u> ・緑豊かな工場の景観の保全

5) 南部地域

【全体方針】

のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指す。



【ゾーン別方針】

ゾ ー ン	景 観 形 成 の 方 向
田川、姿川沿いに広がる南部の 田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園集落景観の保全 → 昔ながらの農家集落の保全の促進 → 長屋門など、伝統的建造物の保全の促進 → 田園景観に配慮した高さ、色、デザインの建築物、工作物及び広告物の促進 → 神社の柱、古墳などの保全の促進 → 休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な田園景観の創出 <ul style="list-style-type: none"> →魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進（芝桜、彼岸花などの植栽） →休耕田の魅力的な景観創出の促進 ・河川景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →河川や河川岸の清掃や下草刈りの促進 →廃棄物投棄の防止と美化運動の促進
南部の快適な住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の緑の景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →残された平地林の保全の促進 ・落ち着いたある住宅地の景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 →集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進 ・駅周辺の良好な景観形成 <ul style="list-style-type: none"> →南部地域の拠点として魅力ある雀宮駅周辺の街並み景観形成の促進 ・歴史の面影を残す景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> →社寺や古墳の保全の促進
南部地域の工業流通景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の新たな都市拠点の景観整備 <ul style="list-style-type: none"> →南の玄関口にふさわしい魅力的な街並み整備の促進 →ゆとりを感じさせる建築物の建設の促進 →緑あふれる街並み形成の促進 →快適でうるおいのある住宅地の景観形成の促進 ・緑豊かな工場の景観の保全

3 景観形成重点地区等の基本方針

(1) 基本的な考え方

景観計画区域のうち、次の①から③に掲げる地域において、地域特性に応じたきめ細かな景観形成が必要な区域を景観形成重点地区等として指定し、本市の「顔」となる景観の形成を目指す。

その指定にあたっては、地域住民等の意見を聴き、また、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限基準（色彩、デザイン、緑化など）を定めることとする。なお、景観形成重点地区候補地域のうち、良好な景観の形成にあたり、特に強制力をもった規制・誘導を図る必要がある区域については、都市計画法に基づく景観地区への指定を合わせて検討する。

- | |
|---|
| ① 特徴のある景観を有している地域（例：主に「個性ある景観」） |
| ② 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域（例：主に「郷土の景観」） |
| ③ 魅力ある街並みの形成を目指す地域（例：主に「まちのシンボル景観」） |

また、地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域については、景観形成推進地区として指定する。

なお、景観形成重点地区、景観形成推進地区の景観形成の目標、方針、行為の制限については、【第Ⅱ部：資料編】に定める。

※ 景観地区とは...

市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画の地域地区のひとつとして定める地区
(都市計画法第8条)

(2) 景観形成重点地区の指定方針

本市には、「宇都宮を代表する誇れる景観」として、宇都宮ならではの個性を持つ景観「個性ある景観」、市民に愛され続けてきた景観「郷土の景観」、市のシンボルとしてつくられた景観「まちのシンボル景観」がある。

これら「宇都宮を代表する誇れる景観」を「景観形成重点地区」の最優先地区として検討していくものとする。

1) 個性ある景観

⇒ 宇都宮の歴史、風土特性が育んできた景観で、「宇都宮にしかない」個性が光る景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
大谷地域の景観	全国に例をみない奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる観光拠点としての景観を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・露出した大谷石の岩肌や採掘跡 ・大谷景観公園からもみじ橋付近までの岩肌の景観 ・大谷資料館地下の採掘跡 ・国道293号から見える大谷石の岩肌 ・名勝指定を受けた御止山と越路岩
日光街道の景観	風格ある「旧街道」の面影を感じさせる景観を目指す。	将軍が通った街道としての歴史的景観と長大な桜並木

2) 郷土の景観

⇒ 宇都宮の地形や歴史、風土のなかで重要な位置を占め、「ふるさと」として市民に親しまれている景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
二荒の杜	歴史を感じさせる「宇都宮の顔」としての景観を目指す。	長い歴史を重ね、宇都宮の中心として市民に親しまれてきた二荒の杜
都心部に楔状に入り込んだ宇都宮丘陵	市街地に「うるおい」を感じさせる緑のある景観を目指す。	市街地における数少ないまとまった緑の景観
古賀志山, 多気山, 鞍掛山の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指す。	日光連山を背景に個性ある稜線を見せる山々
広大な空間を持った鬼怒川の自然景観	広大な水辺空間を活かして自然の豊かさを感じさせる景観を目指す。	16キロメートルにわたって1,600ヘクタールの広大な空間を持つ自然景観
榛名山, 飯盛山に代表される篠井富屋地区の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指す。	「地域の山」として親しまれてきた自然豊かな山並み
田川・姿川の水景観	水の「やすらぎ」「うるおい」を感じさせる景観を目指す。	生活や農業に密着した親しみのある河川の景観
市街地周辺の広大な田園景観	自然の恵みと「のどかさ」を感じさせる景観を目指す。	人の営みと自然の恵みを感じさせる風景
羽黒山の杜	豊かな自然と歴史を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指す。	「ふるさとの山」として市民に親しまれてきた羽黒山
清住町通り 本郷町通り	歴史性のある「趣き」を感じさせる景観を目指す。	旧街道の宿場街としての面影を残す街道筋

景観形成重点地区候補地域（個性ある景観，郷土の景観）

古賀志山

富屋地区の山並み

羽黒山

宇都宮市全図

日光街道

大谷景観公園周辺の岩肌

宇都宮丘陵

日光街道桜並木

清住町通り
本郷町通り

鬼怒川と飛山城跡

田川コスモスロード

田園風景

二荒山神社

3) まちのシンボル景観

⇒ これまで市のまちづくりにおいて宇都宮の「顔」となる景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
<u>釜川プロムナード</u>	<u>自然や歴史などの釜川の魅力と調和した景観づくりにより、人々を惹きつける街並みの景観を目指す。</u>	<u>釜川の水と緑、生物、橋、歴史、文化</u>
<u>シンボルロード</u>	<u>大イチョウやトチノキの並木を活かした風格ある街並み景観を目指す。</u>	<u>落ち着いた街並み、大イチョウ、トチノキ並木</u>
<u>オリオン通り</u>	<u>人々が、賑わい、憩う景観を目指す。</u>	<u>賑わい、オープンカフェ</u>
<u>ユニオン通り</u>	<u>人々が、賑わい、憩う景観を目指す。</u>	<u>賑わい</u>
<u>歴史軸</u>	<u>宇都宮市の歴史を表す象徴的な景観を目指す。</u>	<u>二荒山神社、宇都宮城址公園、御橋、</u>
<u>カトリック松が峰教会周辺(東武宇都宮駅周辺)</u>	<u>大谷石建造物を活かした、東武宇都宮駅周辺の魅力的な景観を目指す。</u>	<u>カトリック松が峰教会、東武鉄道大谷石擁壁</u>
<u>J R宇都宮駅周辺</u>	<u>宇都宮の玄関口としてふさわしい駅周辺における風格ある景観を目指す。</u>	<u>玄関口、田川、風格のある街並み</u>
<u>L R T沿線</u>	<u>連続しながら変化する土地利用と景観特性に応じた、軸・空間としての景観を目指す。</u>	<u>車窓から望む連続し変化する街並み、人々の交流</u>
<u>地域拠点</u>	<u>拠点ごとの景観特性に応じた景観を目指す。</u>	<u>各地域の歴史・文化</u>

※歴史軸：二荒の杜から宇都宮城址公園を結ぶ通りの総称

景観形成重点地区候補地域（まちのシンボル景観）

カトリック松が峰教会

シンボルロード

大通り

八幡山公園

県庁

シンボルロード

二荒山神社

大通り

田川

旧篠原家

JR宇都宮駅周辺

宮の橋

宇都宮城址公園

歴史軸

大いちょう

松が峰教会

市役所

東武宇都宮駅周辺

ユニオン通り

バンバ通り(歴史軸)

JR宇都宮駅

オリオン通り

宇都宮城址公園

釜川プロムナード

第4章 景観の保全・創出に向けた考え方・取組

1 基本的な考え方

宇都宮らしい景観を形成するためには、景観に関心を持ち、景観形成に積極的な関わりを持つ市民や、事業活動に際して景観形成に努める事業者、景観形成に係る施策を実施する行政、それぞれの役割がある。それぞれの主体は相互に連携・協働して、良好な景観を形成する必要がある。

(1) 市民の役割

- ① 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- ② 市民は、地域を構成する一員として、地域における良好な景観形成活動への積極的な参加に努める。
- ③ 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。

(2) 事業者の役割

- ① 事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- ② 事業者は、地域を構成する一員として、地域における良好な景観形成活動への積極的な参加に努める。
- ③ 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。

(3) 市の役割

- ① 市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ② 市は、景観法やその他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努める。
- ③ 市は、建築物の建築等及び道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たす。
- ④ 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じる。
- ⑤ 市民、事業との連携・協働した景観形成を実施するための体制を整備する。

前章までの内容を踏まえ、市民・事業者・行政が本計画の理念を共有し、それぞれの責務を果たし、良好な景観の形成に向けた取組を進めるため、景観の保全・創出に向けた手法として、「市民・事業者・市の連携・協働」、「市民・事業者の景観意識の高揚」、「規制・誘導による景観形成」、「宇都宮市らしい景観づくりの推進」の4つの柱で整理する。

2 市民、事業者、市の連携・協働

魅力ある景観形成は個々が主体的に活動するだけでは、創出することが出来るものではなく、市民や事業者、市との連携・協働する仕組みづくりが重要である。

(1) 市民参加の促進

良好な景観形成を進めるためには、市民の生活や企業活動など、普段からの景観形成に対する参加意識が不可欠であり、景観のルールづくりの必要性を主体的に考える機会が必要である。また、公共的な事業など、身の回りのことだけでなく、広範囲の地域に関わる各種の事業に市民が加わっていくことも必要である。

こうしたことから、ワークショップ等による景観形成に関するルールづくり体験を行うことにより、市民が実際に計画の策定に携わり、問題意識を共有してアイデアを出し合う場への参加、機会を増やしていく。

- 景観形成のルールづくり体験を行うワークショップ等の開催
- 景観協議会（景観法第15条関係）への市民参加
- 市民が景観に関する意見交換のできる場の提供

(2) 提案制度等の活用

良好な景観は、そこで生活する人たちにとって、まちへの愛着や誇り、心の豊かさにつながるものであり、地域のまちづくりと一体的に取り組むことによって、まちの魅力や価値を高めることから、まちづくりや景観づくりの目標を共有し、景観形成を推進していく必要がある。

そのためには、市民の発意による景観づくりの取組を大切にし、地域の良好な景観形成に向けた目標の設定やルールづくりなどについて、技術的な援助を行うなど、協働で取り組み、それを「景観形成推進地区」の指定へと結実させていく。

さらに、地域で活動するNPO法人や公益法人などが参加して景観計画の立案や推進に携わることのできる景観整備機構との連携を図りながら、市民協働による良好な景観形成に取り組む。

- 市民等による景観計画の提案（景観法第11条関係）の促進
- 地域のルールづくりへの技術的援助（アドバイザー制度）の推進
- 景観整備機構（景観法第92条関係）の指定

3 市民、事業者の景観意識の高揚

(1) 表彰事業の実施

景観の継続的な普及啓発のため、市民・事業者が関心を持ちやすく、良好な景観の形成に関する表彰事業等について、その実現に向けて、事業の充実を目指す。

- 表彰事業の実施
- 「うつのみや百景」を活用した事業の推進
- 違反広告物除却ボランティア制度、美化活動の推進

(2) 意識啓発の実施

良好な景観形成の実現は、景観の大切さを認識し、郷土愛に根ざした景観づくりへの強い意思を市民、事業者、行政が持って初めて可能になる。また、建築物の建築や屋外広告物の掲出等、事業者の活動が景観形成の重要な役割を担うものである。

しかしながら、現在景観形成に対する意識は必ずしも高いとは言えないことから、本計画を広く周知することにより、自分たちの住むまちの環境や景観に関する具体的な取組について、事業者や市民に対する意識の高揚を図っていく。

- 宇都宮市景観計画のPRパンフレットの作成、配布
- シンポジウム、出前講座等による啓発
- 広報紙やホームページ、SNS等の活用による情報提供

(3) 次世代教育の実施

良好な景観形成のためには、継続的な景観形成の活動の積み重ねや、長期的な景観形成の活動・取組が必要である。

そのため、将来の景観形成を担う次世代の子どもたちに、景観に対する意識をもってもらうことが重要であることから、各学校と連携し、本市の景観について学び、考え、景観に対する関心を高める機会として、小学校向け景観出前講座の中・高校向けへの拡充や、授業のなかで、景観づくりの大切さを学ぶ景観学習を実施する。

- 景観教育の拡充
- 若年層を対象にした景観学習の実施
- 地域の景観形成を担うリーダー等の育成

(4) 市民参加型の啓発イベントの開催

幅広い世代に対する、具体的な景観づくりに向けた市民意識の醸成を促し、まちへの愛着や景観に対する意識向上を図るため、多くの市民が参加できる景観シンポジウムなどの啓発イベントを開催する。

また、民間団体（景観協議会や景観整備機構など）と連携したイベントを開催・支援する。

- 景観パネル展の実施
- 景観シンポジウムの開催

4 規制・誘導による景観形成

(1) 規制・誘導（行為の制限）の必要性

本市は様々な特徴的な景観を有しているが、今後整備されるLRTやネットワーク型コンパクトシティの展開により、都市景観の構成が変動し、大規模な開発や建築行為等が予想される。

大規模な開発や建築等の行為により、本市の都市景観にそぐわない形態意匠の建築物や工作物、広告物等の乱立、混在等の景観の悪化に備えることが必要となっている。

景観計画における規制・誘導（行為の制限）は本市の良好な景観を形成し、阻害することなく調和した都市景観に誘導するために必要な事項を定めた。

※「行為の制限」について、【第Ⅱ部：資料編】にまとめている。

(2) 景観特性別の規制・誘導（行為の制限）の必要性

本市の景観は市街地から自然地まで多様な特性を有していることや、今後、ネットワーク型コンパクトシティと連携した景観形成が求められている。そのため土地利用や地域特性など地域の景観特性に応じた景観形成基準が必要である。

(3) 届出対象行為の考え方

景観計画では対象区域内の建築物・工作物の建築や、開発行為等の、届出を必要とする行為に対して、良好な景観形成のための規制・誘導（行為の制限）を行う。

行為の制限としては、建築物、工作物等の外部空間の意匠等の制限、屋根や壁面などの色彩など、届出対象行為ごとに良好な景観形成のために必要な規制・誘導（行為の制限）を定める。

(4) 公共施設がけん引する景観形成の考え方

1) 公共施設の景観配慮に関する基本的な考え方

建築物、道路、河川、公園等の公共施設は、市民を始めとした、不特定多数の人が利用する施設であり、景観の骨格をなし、街並みにおけるランドマークや、地域のシンボルとなるものであり、まちづくりや良好な景観形成における、先導的な役割を担っているものである。

そのため、構想や設計、施工、維持修繕と言った、長いスパンに渡って、街並みにおける景観に対する影響を意識し、周辺の魅力的な景観や景観資源を守り、または活かしながら、公共の場としての価値を高めることが重要である。

なお、国や他の地方公共団体に対しても良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとする。

2) 景観重要公共施設の指定方針

地域の良好な景観形成において、特に重要となる公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、本計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、積極的に整備を推進する。

景観重要公共施設は、管理者と協議の上、景観重要公共施設の整備に関する方針及び占用許可の基準等を示し、良好な景観形成の先導的な取組を行うものとする。

(5) 屋外広告物の表示・提出に関する事項

1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素の一つである。また、情報を求めている市民にとって有益なものであったり、まちに活気を与えたりするものである。しかし、これらの広告物が無秩序に氾濫することにより、自然の風致やまちの美観を損なうこととなるため、周囲の景観と調和した適正な広告物の表示・掲出が必要である。

2) 屋外広告物の表示・掲出に関する方針

屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき設置するものとし、良好な景観形成を図るため、その表示・掲出には十分な配慮を行う必要がある。

また、高さが10mを超えるもの及び建築物の屋上や外壁面に設置するもので、建築物との高さの合計が10mを超えるものについては、景観に与える影響が大きいことから、色彩やデザインなどについても充分配慮することとする。

なお、景観形成重点地区及び景観形成推進地区において屋外広告物の表示・掲出に関し、特段行為の制限を行う場合は、その制限内容を宇都宮市屋外広告物条例で担保し、本計画との連携を図るものとする。

(6) 景観形成の支援制度

1) 補助制度

・ 景観形成重点地区等の指定に向けた活動費助成（交付金）

市民協働による魅力ある街並みと活力ある地域社会の実現に資するため、景観形成重点地区及び景観形成推進地区の指定を目指し、景観づくり活動を行う団体等に対して支援する。

・ 重点地区における建築物等への修景費助成（補助金）

景観形成重点地区内において、建築物等の修景工事を行おうとする地域組織等に対して修景工事に対して支援する。

2) 宇都宮市景観アドバイザー制度

「宇都宮市景観アドバイザー」制度は、自治会や事業者等の要請や相談内容に応じて、景観に関する各分野の専門家から宇都宮市が選任したアドバイザーを派遣し、地域の景観づくり活動等、良好な景観形成に向けた取組に対する具体的な助言等を行う。

5 宇都宮市らしい景観づくりの推進

(1) 特徴的な景観の保全・活用

1) 大谷石建築物の保全・活用

大谷石による蔵や納屋などの大谷石建築物は、本市ならではの街並み景観を形成しており、貴重な資源である。そのため、市民協働による保全・活用を推進することにより、「石の街うつのみや」としての魅力的な景観形成を図る。

- 大谷石建築物の重要性に係る機運の醸成
- 市民協働による大谷石建造物の保全・活用
- 大谷石建造物の保全・活用に向けた支援に関する手法の検討

2) 夜間景観の創出

近年、本市においてライトアップにより演出された建築物や、イルミネーションなどにより夜間の景観を楽しむ機会が多くなっている。ライトアップにより夜の都市は昼間と違った、都市の魅力や印象を見出すことができる。優れた夜間景観は、市民が快適に生活するための都市環境上の重要な要素の1つであるため、市民がまちに愛着を持ち、まちのにぎわいを生み出し、産業や文化の振興につなげていく。

- 宇都宮らしさが実感できる場所のライトアップ
- 夜間景観を眺望する視点場の整備・活用
- 地域独自の景観資源のライトアップ

3) 眺望景観の保全

国においては、観光振興の観点からの景観資源の保全・活用による地域活性化の推進を掲げるなど、観光拠点等における景観形成に係る取り組みが求められている。

来訪者が滞留等する場所における良好な眺めの保全向上や視点場としての魅力向上は、観光振興はもとより、地域振興にも寄与することから、眺望景観の保全について、検討していく。

- 眺望景観保全区域の設定

(2) 景観に関わる施策事業等との連携

1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成との連携

本市では、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けて、中心市街地や各地域に、機能の誘導・集約等を図るため、拠点（都市拠点、地域拠点、産業拠点、観光拠点）を形成することとしている。

そのため、関連計画等との整合を図りながら、各拠点の景観特性に応じた、景観形成のあり方等を検討する必要がある。

- 望ましい景観形成のあり方等の検討
- 景観形成重点地区等の制度の活用による景観形成

2) LRT整備に伴う新たなまちづくりとの連携

東西基幹公共交通であるLRTの整備に伴い、軌道沿線や、トランジットセンター周辺などの新たな景観が創出されることになる。また、LRTは、その車窓に、連続しながら変化する土地利用が展開し、様々な景観資源や街並みを市民や来訪者に享受することになる。

そのため、景観特性に応じた、軸としての景観、空間としての景観について、関連する施策事業と横断的に連携し、良好な景観形成の推進を図る。

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物制度と連携した規制・誘導の推進

3) 大谷地域における地域振興・観光振興等との連携

本市の歴史・文化が表れた景観が魅力的である大谷地域は、特定の景観資源周辺や視点場の整備のみならず、地域全体の面的な景観形成が、今後の更なる魅力向上のために重要である。

そこで、本市において特に良好な景観形成に向けた取組優先度が高いことから、地域振興や日本遺産及び文化的景観関連事業との連携を図りながら、地域固有の景観を阻害する要因の除却、周辺景観に調和した建築物等の整備・誘導、大谷石産業が表す特徴的な自然景観、人工景観、及び大谷石建造物群といった一連の観光体験において見せていくための、歴史文化を活かした景観形成の推進を図る。

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物制度と連携した規制・誘導の推進

(3) 良好な景観の形成に重要な建造物等の保全

1) 景観重要建造物の指定方針

① 景観重要建造物に関する基本的な考え方

地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものである。これらの建造物のうち、大谷石蔵など、本市ならではの景観形成に当たって特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要建造物として指定することで、外観の変更等を制限し、保全・活用のための支援を行うこととする。

② 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれ地域の景観資源となっている建造物において、次に示す項目に該当する建造物を所有者の同意を得ながら景観重要建造物として指定する。

- 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもの
- 美しいデザインや魅力的な外観を有し、地域の良好な景観形成に寄与するもの
- 地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などの地域性を感じられるもの
- 周辺景観の核として、良好な街並みの雰囲気を醸し出しているもの

2) 景観重要樹木の指定方針

① 景観重要樹木に関する基本的な考え方

地域のシンボルのような市民に親しまれている樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものである。これらの樹木のうち、良好な景観形成に対して、特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要樹木として指定することで、外観の変更等を制限し、保全・活用のための支援を行うこととする。

② 景観重要樹木の指定の方針

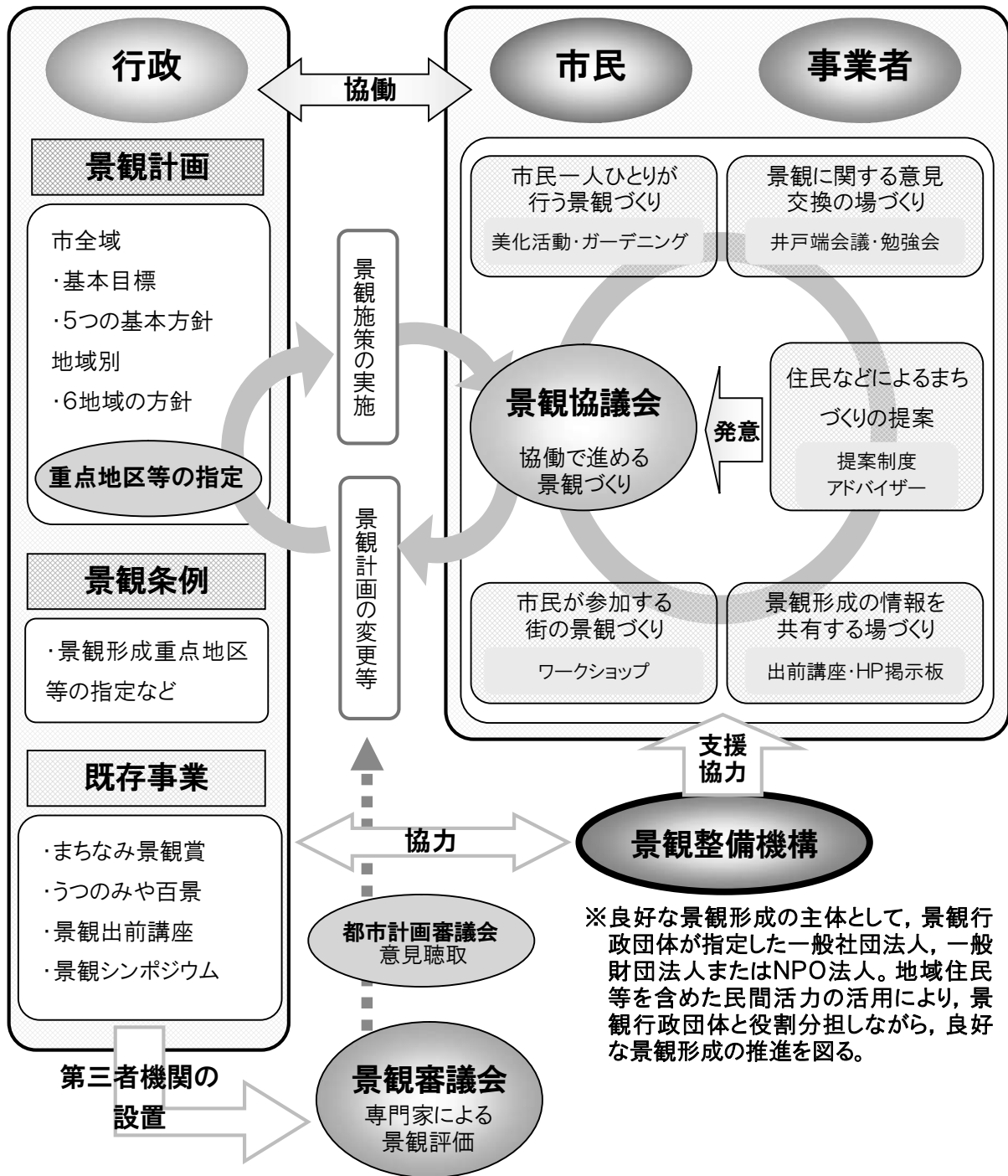
市民に親しまれ地域の景観資源となっている樹木において、次に示す項目に該当する樹木を所有者の同意を得ながら景観重要樹木として指定する。

- 道路その他の公共の場所から誰もが用意に望見することができるもの
- 美しい樹姿（樹高や樹形）を有し、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
- 地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 良好な景観を保全するために、必要があると認められるもの

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

良好な景観形成に向けて、都市計画や観光振興などの関係機関及び関連団体との連絡体制及び推進体制を整備し、まちづくりと一体的な景観形成を図ることとする。



2 計画の進行管理

景観の専門家などで構成する第三者機関の景観審議会に諮り、専門的な指導・助言を得ながら、景観形成重点地区における景観の向上など、良好な景観形成に向けた、本計画の効果を検証し、取組などの適正な運用を図るため、進行管理を行うこととする。

効果検証に当たっては、下記の指標により評価を行うこととする。

	現状値 (H29)	目標値 (H34※)
景観形成重点地区等の指定数	6 地区	10 地区
景観啓発・景観学習の参加者数	471 人	815 人
景観が良くなったと感じる市民の割合 (市政に関する世論調査)	43.6%	50.0%

※第6次宇都宮市総合計画における評価年度

第Ⅱ部 資料編

第1章 市全域の行為の制限

1 届出対象となる行為

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとする。

届出対象行為

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転， 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転， 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	別表のとおり
③ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の各立面において2分の1以内であるものを除く。

※ 高さは、建築基準法に基づく高さとする。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可を受けた場合、届出対象から除外する。

工作物の届出対象行為

種 別 ・ 内 容	届出対象規模
① さく，塀，垣（生け垣を除く。），擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突，排気塔等	高さ10mを超えるもの
③ 記念塔，電波塔，物見塔等	
④ 高架水槽，冷却塔等	
⑤ 広告塔，広告板等	
⑥ 鉄筋コンクリート柱，鉄柱，木柱等	高さ15mを超えるもの
⑦ 観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュート，メリー ゴーラウンド等の遊戯施設等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を 超えるもの
⑧ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャ ープラント等の製造施設等	
⑨ ガス，石油製品，穀物，飼料等を貯蔵し，又は処理する施設 等	
⑩ 自動車車庫の用に供する施設等	
⑪ 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設等	

2 行為の制限

届出対象に対する行為の制限は、次のとおりとする。

項 目		制 限
外部空間	エントランス	○ 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	○ 周囲に生け垣、腰壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ○ 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	○ 塀、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ○ シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	○ 壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	○ 周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度※(3以下)を抑え落ち着いたものとする。
	外壁	○ 周辺の街並みに応じたデザインとし、色調についても、周辺になじむよう彩度※(3以下)を抑えた色とする。
	外階段	○ 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	○ 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	○ 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	○ 十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ○ 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
附属施設等	広告物 サイン類	○ 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	○ 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ○ 住宅街等は落ち着いた照明とする。
	屋内照明	○ 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	○ 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	○ 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ○ 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

※ 彩度：「マンセル表色系」で色の鮮やかさを表現する尺度で、数値が大きいほど鮮やかな色になる。彩度3以下とする色は、外壁の基調となる色彩であり、各立面の4分の3以上の割合で使用される色彩とする。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材や透明なガラス素材は彩度3以下として取り扱う。

第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

1 景観形成重点地区

(1) 宇都宮駅東口地区

宇都宮駅東口地区は、県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進する地区である。

当地区は、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区であり、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため、「景観形成重点地区」として指定する。

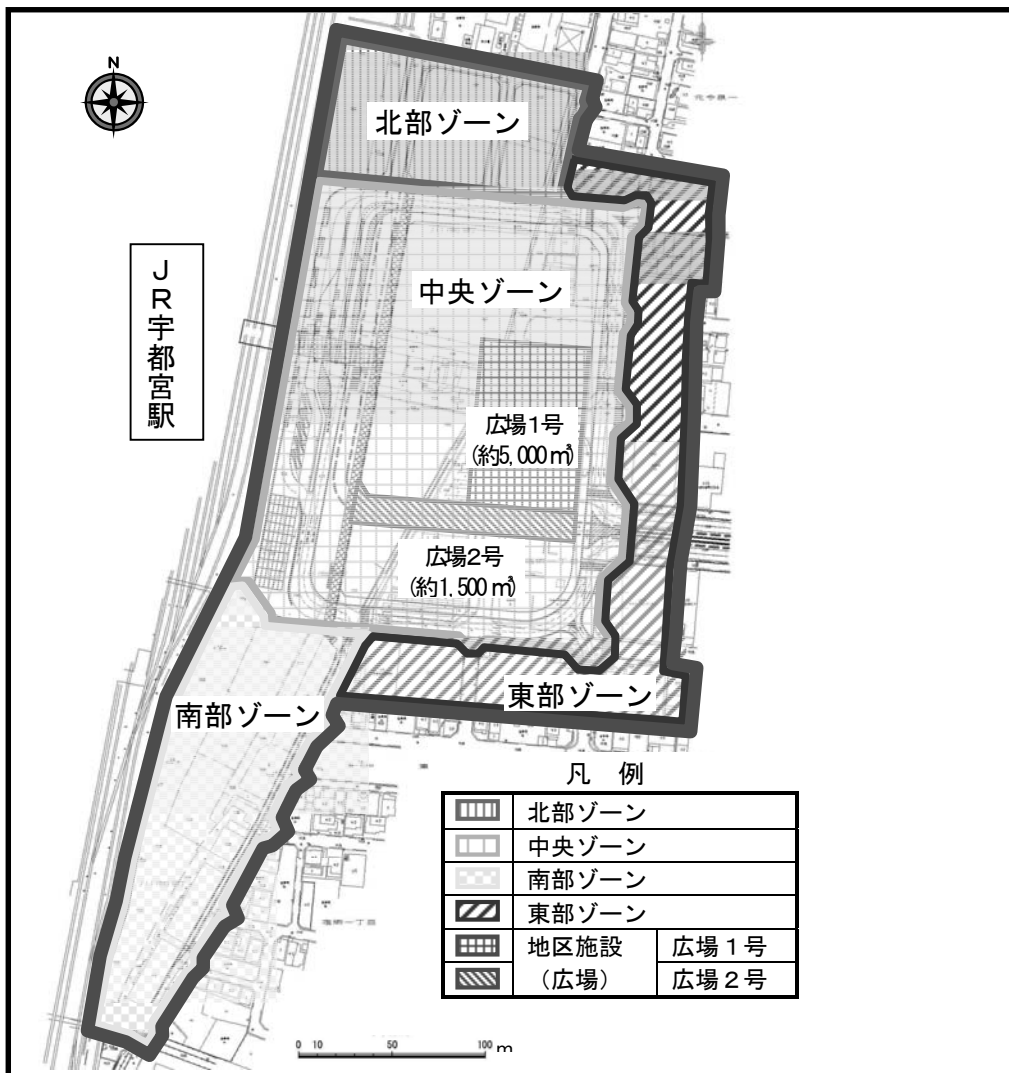
① 施行日

平成20年10月1日

② 位置及び区域

宇都宮市宮みらいの全部及び東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部であって、図Ⅱ-1に示す地区とする。(面積約9.0ha)

図Ⅱ-1 景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区)



③ 景観形成の方針

【景観形成の目標】

新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図る。

【景観形成の基本方針】

- 県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。
- 四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。
- 宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。
- 宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。
- 50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。

【景観形成の基本的考え方】

- 本市の玄関口として、産業、情報、交流の拠点にふさわしい風格と賑わいのある駅前空間を形成する。
- 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
- 樹木の保全や敷地内の緑化を進め、環境と共生したうるおいのある景観を形成する。
- 歩道幅員の確保や街路樹整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
- 本市の地域資源や地場産材を活用し、宇都宮らしい景観を形成する。

④ 建築物等に関する行為の制限

1) 届出の対象となる行為

宇都宮駅東口地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとする。

表Ⅱ－1 届出対象行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の2分の1を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

2) 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとする。

表Ⅱ－2 建築物等の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		景 観 形 成 基 準				
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン	
建 築 物 ・ 工 作 物	建築物の高さ の最低限度	○ 駅東口駅前 広場に面する 敷地のみ12 m	—	—	—	
	形 態 意 匠	色彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。		○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、YR（黄赤）やY（黄）系、N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とする。 ○ 2階以下の部分は、3階以上と同系の色相を基本とし、やや色味を持たせ、歩行者空間の賑わいを演出する。	
		その他	○ 周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ○ 自然素材を効果的に使用し、柔らかな表情をつくるよう努める。 ○ できる限り、大谷石等の地場産材を使用する。			
	建築物等の1 階部分の配 置・形態		○ 壁面等は、できる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める ○ 閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。			
	駐 車 場	出入り口 の位置	○ 駅東口広場通りに面して設置しないこと。ただし、敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合、又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難しい場合は除く。		—	
		形態・意 匠・色彩	○ 通りから直接見えないよう、植栽帯などによる修景を行う。 ○ 屋根・外壁の基調色は、別表1を基本とする。		—	

日よけテント	<p>○ 日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。</p> <p>① 道路上に張り出す場合は、路面からの高さ2.5m以上、張り出しは敷地境界から道路側に1.5m以内とする。</p> <p>② 道路上に支柱を設けない。</p> <p>③ 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表2による。</p>	
照 明	○ ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。	
自動販売機等の位置	<p>○ 直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。</p> <p>○ 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する</p>	—
緑の保全・緑化	<p>○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。</p> <p>○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。</p> <p>○ 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。</p> <p>○ 既存樹木の伐採は避ける。</p>	
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表1 建築物等の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
建築物等の色彩	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
	R (赤)	6 以上	2 以下
	G (緑), G Y (緑黄)	7 以上	2 以下
	B (青), B G (青緑), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	7 以上	1 以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。

※ 無彩色については、明度6以上とする。

別表2 日よけテントの色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
日よけテント	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6以下
	B (青), BG (青緑)	—	4以下

※ 無彩色については、制限を設けない。

⑤ 屋外広告物に関する行為の制限

宇都宮駅東口地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定める。

表Ⅱ-3 屋外広告物の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
共通基準	意匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表3) ただし, 広告物の地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない			
	配置・位置	○ 歩行者の視点からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。			
	種別	○ 自家用広告物のみとする。ただし, 東部ゾーンについては, 建物や周辺環境との調和がとれた意匠であり, 良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。			
	その他	○ 窓面に屋外広告物を表示しない。(ただし, 1, 2階部分を除く。) ○ 広告物の照明は, 必要最小限の光量とし, 点滅等しないものとする。			
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		○ 単色の箱文字(切文字)に限る。ただし, 良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。	
	突出広告物 (袖看板)	(1) 突出し幅は, 建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し不可		(1) 突出し幅は, 建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し幅1.0m以下	
	独立広告物	(1) 1敷地内の表示面積の合計は, 20㎡以内とする。 (2) 1広告物の高さは, 6m以下とする。(ただし, 複数の営業所等を集約し, 共同で設置する広告物については, 高さ10mまで可能とする。)			

壁面広告物	<p>(1) 建物3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示面積の合計は、表示する3階床高さ以上の壁面積の10分の1以内とする。 ・ 建物名、事業所名、社章のみの表示とする。 ・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。 <p>(2) 建物3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の3分の1以内とする。</p> <p>(3) 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし、窓面は除く。)</p>
その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しない。

別表3 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6以下
	B (青), BG (青緑)	—	4以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。

※ 文字、社章等については、この限りではない。

※ 無彩色については、制限を設けない。

(2) 大通り地区

大通り地区は、北関東最大の50万都市を誇る宇都宮市の中心であり、日光連山から連なる八幡山丘陵の先端に位置し、宇都宮発祥の地である二荒の杜とともに深い歴史を紡ぎながら栄えてきた本市を代表する重要な地区である。

大通りは、江戸時代の町割りにより奥州街道として形成され、明治以降の直線化や拡幅、日本鉄道（現JR）と東武鉄道の両駅の配置等により交通の要衝として発展し、現在は、都心部の二核二軸構造の東西都心軸を担い、商業施設や業務施設等が集積するとともに、様々なイベントや祭りの舞台として、多くの市民や来訪者が訪れる本市の顔となっている。

今後、ネットワーク型コンパクトシティへの都市構造の転換を進める中で、大通り地区は都心拠点の中心として多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するため、「景観形成重点地区」として指定するものである。

① 施行日

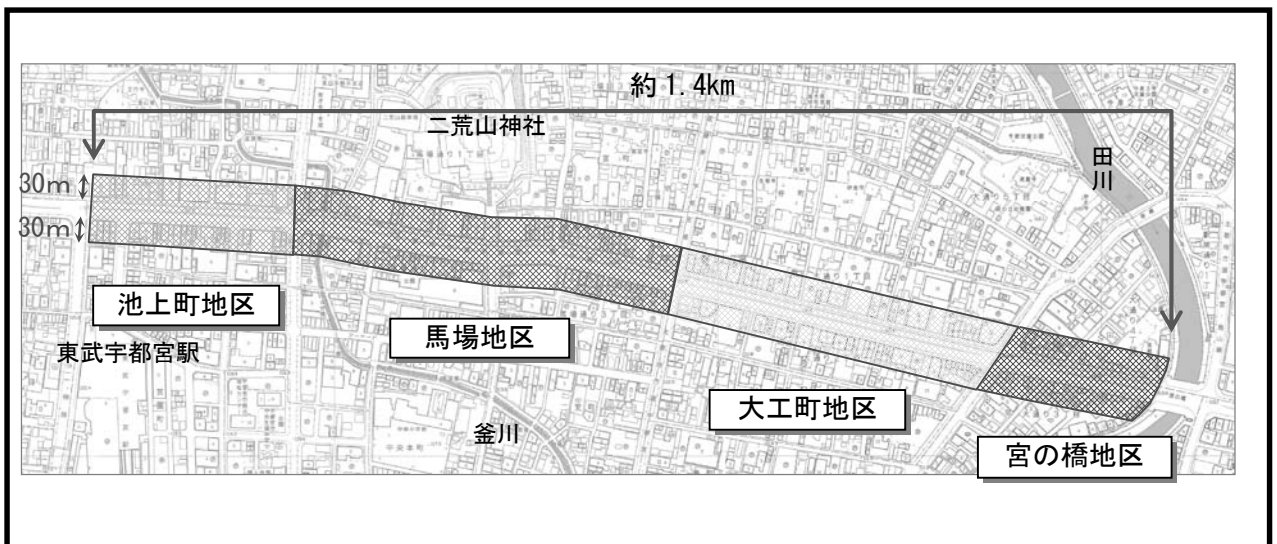
平成25年1月1日（一部は平成23年7月1日）

② 位置及び区域

宇都宮市池上町、泉町、本町、馬場通り1～4丁目、大通り1～4丁目の各一部であって、図Ⅱ-2に示す地区とする。（面積約13ha）

（国道119号から宮の橋までの大通り沿道で、道路境界から両側30mの範囲。ただし、建築物が30mの境界線上にある場合は、建築面積の1/2以上が含まれる建築物を対象とする。）

図Ⅱ-2 景観形成重点地区（大通り地区）



池上町地区・・・国道119号（池上町交差点）から中央通り（本町交差点）までの区間

馬場地区・・・中央通り（本町交差点）から宇商通り（大通り一丁目交差点）までの区間

大工町地区・・・宇商通り（大通り一丁目交差点）から上河原通り（上河原交差点）までの区間

宮の橋地区・・・上河原通り（上河原交差点）から宮の橋までの区間

③ 景観形成の方針

【景観形成の目標】

宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成

【景観形成の基本方針】

■大通り共通の方針

- 宇都宮の顔にふさわしい、まとまり(絆)を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。
- 県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな、歩いて楽しい、賑わいのある街並みを形成する。
- 大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。

■池上町地区の方針

- 懐かしさと温もりを感じる街・池上町地区

■馬場地区の方針

- 二荒山神社の門前にふさわしい、秩序ある賑わいが連続し、歩きたくなる街・馬場地区

■大工町地区の方針

- 見通し景観に風格、歩行者に近い低層階に賑わい、親しみを感じる街・大工町地区

■宮の橋地区

- 大通りの歴史、市民の生活を感じる身近な街・宮の橋地区

④ 建築物等に関する行為の制限

1) 届出の対象となる行為

大通り地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとする。

表Ⅱ－４ 届出対象行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の2分の1を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの
⑤ 平面駐車場の新設	すべて

2) 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとする。

表Ⅱ-5 建築物等の行為の制限（大通り地区）

項目	地区	景観形成基準			
		池上町	馬場	大工町	宮の橋
建築物・工作物	建築物の形態意匠	形態	<p>○ 大通りに面する1階部分には、商業店舗やサービス施設、ショールーム等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとするよう努める。</p> <p>○ シャッターを設置する場合は、シースルーシャッターとするよう努める。</p>		
		色彩	<p>○ 建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表4のとおりとする。</p> <p>ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</p>	<p>○ 建築物の屋根・外壁の色彩は風格のある低彩度・高明度色とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表5のとおりとする。</p> <p>ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</p>	
		その他の意匠	<p>○ 大通りに面する低層階（1～2階）の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。</p> <p>○ 大通りに面する建築物のファサードの一部に、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れる。</p>	<p>○ 馬場通り交差点部の角地においては、賑わい空間の創出に努める。</p>	—

建築物の壁面の位置	○ 大通りに面する1階部分の壁面は、大通りの道路境界から後退するよう努め、緑による潤いづくりなど、快適な空間の創出に努める。 ○ 大通りに面する中高層階（3階以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と調和するよう努める。		
日よけテント	○ 大通りに面する建築物で日よけテントを設置する場合は、地区ごとに定めた意匠とするよう努める。		
照 明	○ 大通りに面する低層階（1～2階）や広場（オープンスペース）は、ライトアップ等の夜間景観に配慮した照明の設置に努める。		
	—	○ バンバ広場及びその周辺では、シンボリックなライトアップやイルミネーションを行うよう努め、賑わいと魅力ある夜間景観の創出に努める。	—
設備機器	○ 室外機等の設備機器は、大通りから直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。		○ 室外機等の設備機器は、大通り及び田川から直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。
平面駐車場	○ 大通りに面して駐車場を設置する場合は、大通りに面する部分の緑化を行い、工作物等は周辺と調和した色彩とする。		
緑化	○ 大通りに面する1階部分や広場（オープンスペース）は、花や低木等にて緑化を行い潤いある景観を形成する。		
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

別表4 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤）， Y（黄）	—	3以下
	R（赤）	—	2以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤）， Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
強調色（外壁）	Y R（黄赤）， Y（黄）， R（赤）	—	8以下

別表5 建築物の色彩制限について（宮の橋地区，大工町地区，馬場地区）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	R（赤），G Y（緑黄），G（緑）	—	2以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
	G Y（緑黄），G（緑）	7以上	2以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	7以上	1以下
強調色（外壁）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	8以下
	G Y（緑黄），G（緑）	—	6以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）		

※ 無彩色については，明度6以上とする。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4を超える割合で使用する色彩とする。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含む。

※ 強調色とは，外壁の1/4以下の範囲で使用する色彩とする。なお，強調色の割合のうち，アクセントカラー（強調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は，この限りではない。

⑤ 屋外広告物に関する行為の制限

大通り地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定める。

表Ⅱ－6 屋外広告物の行為の制限（大通り地区）

項 目		基 準	
共通基準	意匠 (形態, 色彩等)	低層階 (1～2階)	○ 各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし, 賑わいや活気を演出する。
		中高層階 (3階以上)	○ 「地」の色は, 高彩度色を使用しない。(別表6) ○ 「図」の色は, 過度な多色使いをしない。 ○ 過度な点滅は使用しない。
種類別基準	屋上広告物	○ 屋上広告は掲出ししない。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 表示内容が文字・記号のもので, 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの	
	突出広告物 (袖看板)	○ 3階以上に, 突出広告は掲出ししない。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 表示内容が文字・記号のもので, 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの	
	3階以上に掲出する 壁面広告物	(1) 表示内容は文字・記号とする。 (2) 意匠は箱文字(切文字)とする。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの	
その他		○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は適用しない。

別表6 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6以下
	B (青), BG (青緑)	—	4以下

※ 文字, 社章等については, この限りではない。

※ 無彩色については, 制限を設けない。

(3) 白沢地区

白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいる。この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくため、「景観形成重点地区」に指定するものである。

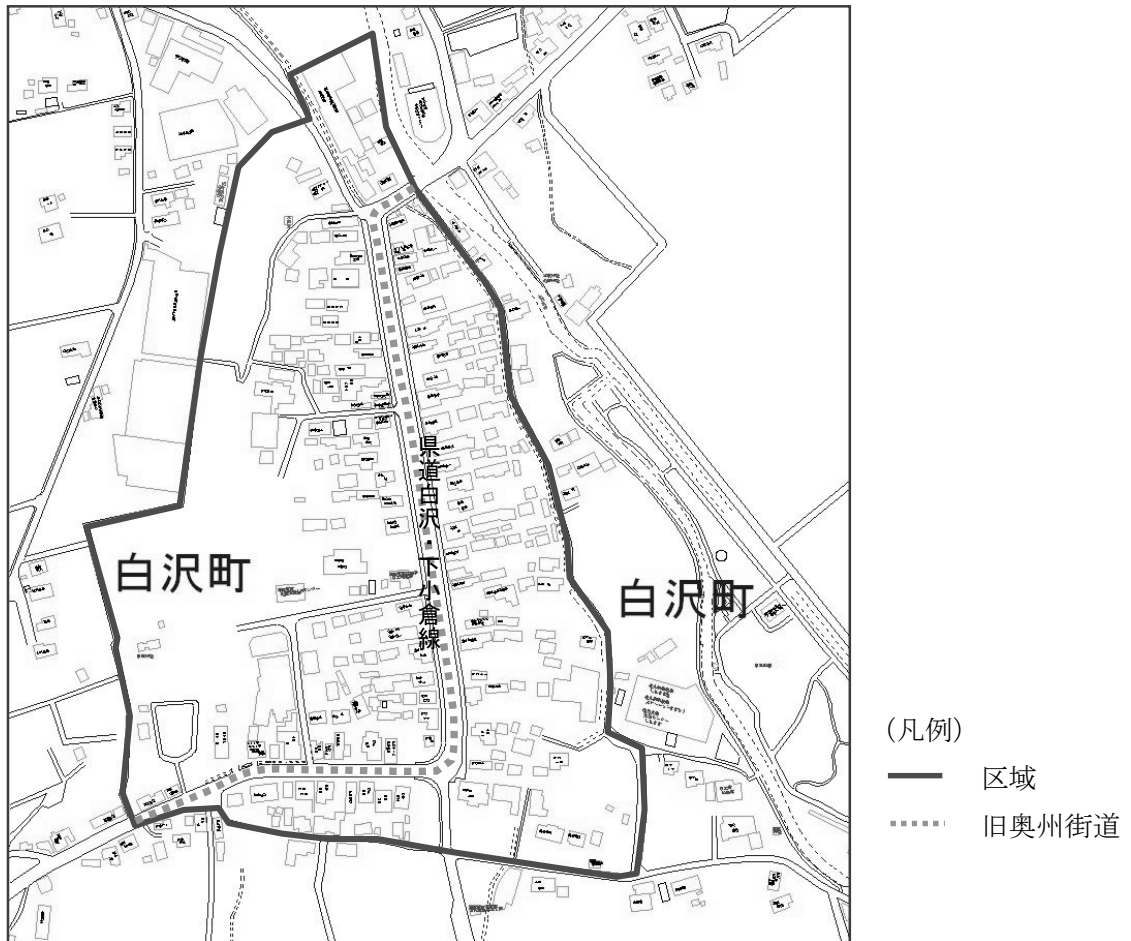
① 施行日

平成24年7月1日

② 位置及び区域

白沢町の一部であって、図Ⅱ-3に示す地区とする。(面積約11ha)

図Ⅱ-3 景観形成重点地区(白沢地区)



③ 景観形成の方針

【景観形成の目標】

歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出

【景観形成の基本方針】

- ① 歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。
- ② 継承されてきた特徴ある敷地形状を守り，活かす。
- ③ 宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。
- ④ 水と緑により，楽しく歩ける歩行空間を演出する。
- ④ 伝統ある文化の継承と，地域力を活用した賑わい景観を創出する。

④ 建築物等に関する行為の制限

1) 届出の対象となる行為

白沢地区内においては，以下の規模に該当する行為について，届出を行うものとする。

表Ⅱ－7 届出対象行為

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の2分の1を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの

2) 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は，次のとおりとする。

表Ⅱ－8 建築物等の行為の制限（白沢地区）

項 目	景 観 形 成 基 準	
外部空間	規模・形状	○ 継承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状が作りだすまちなみを維持するため，敷地形状の変更は行わないように努める。
	敷地の境界部	○ 塀や柵は，生垣又は木材を使用したものとし，高さは視線の通る1.5m以下とする。 ○ 旧奥州街道（※1）に面する境界部において，建築物が後退している場合や空地，駐車場とする場合は，まちなみの連続性に配慮し，塀や生垣等の設置に努める。

建築物・工作物等	建築物の高さ制限		○ 原則，周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し，違和感が生じないような高さとする。
	形態 意匠	形態	○ 歴史的な風情を残す建築物の外観や，大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。 ○ 宿場町の歴史的な趣きに配慮し，和風デザインを採用するなど，周囲の景観と調和のとれた意匠とする。 ○ 木材や石材などの自然素材を効果的に使用し，宿場町の風情の演出に努める。 ○ 屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め，素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。
		色彩	○ 外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし，基調色（※2）は別表7のとおりとする。ただし，自然素材を着色せずに使用する場合，又はアクセントカラーとして外壁の5%以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。
	設備機器		○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し，直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，植栽や格子などで目隠し修景を施すように努める。
	照明		○ 柔らかな光源色の落ち着いた照明を採用し，情緒ある夜間景観の演出に努める。
	自動販売機		○ 旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は，周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。
緑の保全・緑化等			○ 崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木，地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。 ○ 通りを流れる掘割の適正な維持，管理をし，水と緑が調和した潤い景観形成に努める。 ○ 有効空地，敷地の空地部分，敷地内の道路に面する部分などには，良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。 ○ 季節感のある花や緑を用い，まちなみを彩る修景植栽とし，潤いを与える演出に努める。
その他			○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については，上記の基準のほか，大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

※1 旧奥州街道…図Ⅱ-3「景観形成重点地区（白沢地区）」の区域図において凡例で示した道路を指す。

※2 基調色…建築物等の基本となる色彩であり，建築物等全体の大半を占める色彩。

別表7 建築物等の色彩制限 (マンセル値による)

区 分	色 相		明 度	彩 度
外壁	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
		R (赤)	6 以上	2 以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N (白～黒)	—	—
屋根	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	5 以下	2 以下
		上記以外の色相		5 以下
	無彩色	N (白～黒)	5 以下	—

⑤ 屋外広告物に関する行為の制限

白沢地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定める。

表Ⅱ－９ 屋外広告物の行為の制限（白沢地区）

項 目		景 観 形 成 基 準
共通基準	意匠 (形態・色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的なまち並みに調和した和風の意匠などを用い、落ち着いた意匠とする。 ○ 色彩は、地色（文字以外の部分）を無彩色または茶系とし、表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表8）ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。また、使用できる色彩数（地色を含む）は3色以内とする。 ○ 素材については、木や石などの自然素材、それに類するものの使用に努める。
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は6㎡以内とする。
	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とする。 ○ 道路上に張り出さない位置とする。
	種別	○ 自家用広告物のみとする。
	その他	○ 広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最上階の屋上には表示しない。 ○ 表示基数は1基までとする。 ○ 表示面積は、3㎡以内とする。
	独立広告物	○ 表示しない。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表示基数は2基までとする。 ○ 表示面積の合計は、3㎡以内でかつ壁面積の1/20以内とする。 *ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とし、道路面への突き出し不可とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。 ○ 表示基数は1基までとする。 ○ 表示面積は、1.5㎡/面以内、3㎡/基以内とする。
その他	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。	

備考：○ 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が2㎡以内である場合には、この表の基準は適用しない。

○ 自治会や町内会が設置する地域の案内、歴史や文化の紹介をする案内板等については、この表の基準は適用しない。

別表 8 屋外広告物の色彩制限 (マンセル値による)

	色 相		明 度	彩 度
地色部分	有彩色	Y R (黄赤)	—	6 以下
		R (赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N (白～黒)	—	—
表示部分	有彩色	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
		G (緑), G Y (黄緑), P (紫), R P (赤紫)	—	4 以下
		B G (青緑), B (青), P B (青紫)	—	2 以下
	無彩色	N (白～黒)	—	—

(4) 雀宮駅周辺地区

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域である。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものである。

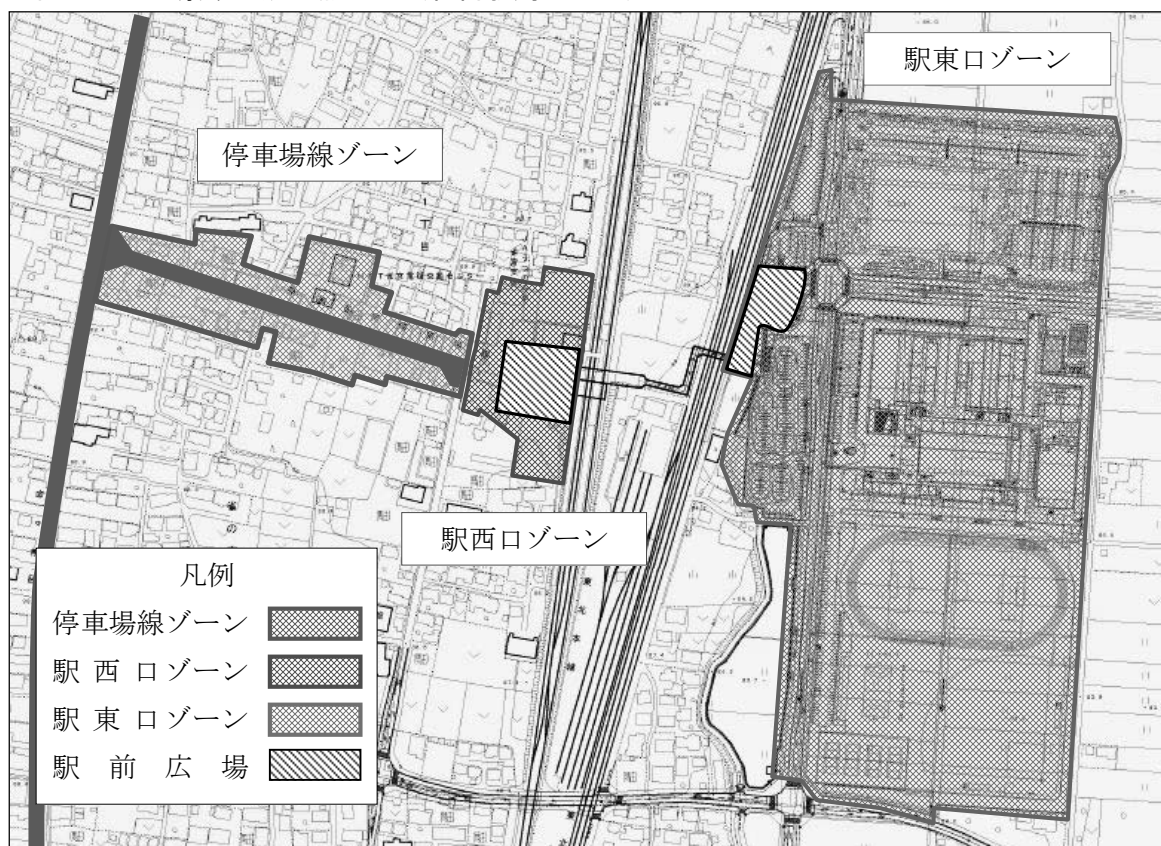
① 施行日

平成27年4月1日（一部は平成26年7月1日）

② 位置及び区域

宇都宮市雀宮町，雀の宮1丁目，雀の宮3丁目の各一部であって，図Ⅱ-4に示す地区とする。
（面積約18ha）

図Ⅱ-4 景観形成重点地区（雀宮駅周辺地区）



③ 景観形成の方針

【景観形成の目標】

南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成

【景観形成の基本方針】

■ 共通の方針

- 南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成

■ 停車場線ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成

■ 駅西口ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成

■ 駅東口ゾーンの方針

- 文教施設と田園風景が調和した景観の保全

④ 建築物等に関する行為の制限

1) 届出の対象となる行為

雀宮駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとする。

表Ⅱ—10 届出対象行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の2分の1を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの

2) 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとする。

表Ⅱ－１１ 建築物等の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項 目		景観形成基準		
		停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
建築物・工作物	建築物の形態意匠	色彩	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表9のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表10のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
		その他	○ 建築物の一部に大谷石を使用するよう努める。	
	形態	○ 店舗やサービス施設等は、開放的な造りとし、敷地内の店先などにベンチ等を設置するなど、快適な空間の創出に努める。	○ 建築物は、開放的な造りや道路境界からの後退などにより、ゆとりある空間を創出し、田園風景との調和に努める。	
	設備機器	○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。		
	照明	○ 店舗やサービス施設、広場（オープンスペース）は、ライトアップ等を行うなど、夜間景観に配慮するよう努める。	○ 照明を設置する場合は、やわらかい光源とする。	
	その他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。		
緑化	○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、うるおいを与える演出に努める。			
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。			

別表 9 建築物等の色彩制限（停車場線ゾーン，駅西口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	GY（黄緑），G（緑），BG（青緑） B（青），PB（紫青），P（紫），R P（赤紫）	—	2以下
基調色（外壁）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	GY（黄緑），G（緑），BG（青緑） B（青），PB（紫青），P（紫），R P（赤紫）	6以上	2以下
強調色（外壁）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	—	6以下
	GY（黄緑），G（緑）	—	4以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青）， P（紫），RP（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については，明度6以上とする。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4を超える割合で使用する色彩とする。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含む。

※ 強調色とは，外壁の1/4以下の割合で使用する色彩とする。なお，強調色の割合のうち，アクセントカラー（強調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は，この限りではない。

別表 10 建築物等の色彩制限（駅東口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	YR（黄赤），Y（黄）	5以下	3以下
	R（赤），GY（黄緑），G（緑）	5以下	2以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青）， P（紫），RP（赤紫）	5以下	1以下
基調色（外壁）	YR（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤），GY（緑黄），G（緑）	6以上	2以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青）， P（紫），RP（赤紫）	6以上	1以下

※ 無彩色については，明度6以上とする。

※ 基調色とは，屋根・外壁の概ね全体で使用する色彩とする。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含む。

⑤ 屋外広告物に関する行為の制限

雀宮駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定める。

表Ⅱ－１２ 屋外広告物の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項 目		基 準		
		停車場線ゾーン	駅西ロゾーン	駅東ロゾーン
共通基準	意匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表11) ただし, 広告物の地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない。		
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は, 20㎡以内とする。	—	
	種別	○ 自家用広告物のみとする。		
	その他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。		
種別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		
	独立広告物	○ 表示面積は10㎡/面以内とする。		
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 10㎡以内で, かつ壁面積の1/3以内とする。	○ 表示面積の合計は, 20㎡以内で, かつ壁面積の1/3以内とする。	
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。 ○ 表示面積は, 1.5㎡/面以内, 3㎡/基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。		
	上記の広告物	○ 上記に記載のない項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。		
その他の広告物		○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。		

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は準用しない。

別表11 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6以下
	BG (青緑), B (青)	—	4以下

※ 文字, 社章等については, この限りではない。

※ 無彩色については, 制限を受けない。

(5) 岡本駅周辺地区

岡本駅周辺地区は、駅舎や東西駅前広場、土地区画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われている。こうした機を捉え、本市北東部の拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を行うため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものである。

① 施行日

平成29年1月1日

② 位置及び区域

・下岡本町一部であって、図Ⅱ-5に示す地区とする。(面積約4.7ha)

(東西駅前広場及び、東西駅前通りの道路境界から西口は両側25m、東口は両側20mの範囲。

ただし、指定区域をまたぐ形で建てられる建築物等については、その建築面積の1/2以上が指定区域に含まれる場合は届出の対象とする。)

図Ⅱ-5 景観形成重点地区(岡本駅周辺地区)



③ 景観形成の方針

【景観形成の目標】

新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある景観の形成

【景観形成の基本方針】

- ①岡本駅と駅東西のつながりを活かした駅前空間を創出する。
- ②歩く楽しみやにぎわいのある駅前景観を形成する。
- ③周辺と調和した快適な生活環境を創出し、街並みの魅力を高める景観を形成する。

④ 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

1) 届出の対象となる行為

岡本駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとする。

表Ⅱ－１３ 届出対象行為

種別	届出対象
建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の2分の1を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

2) 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとする。

表Ⅱ－１４ 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項 目		景観形成基準	
建築物・工作物	建築物の形態意匠	色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表12のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
		建築物の位置	○ 歩行者にゆとりや開放感を与えるため、壁面は道路境界から1m以上後退するよう努める。
		その他の意匠	○ まとまりのある街並み景観を創出するため、統一した照明や広告物などの装飾を設置するよう努める。 ○ 建築物や外構等、外観の一部に、地場産材である大谷石を効果的に使用するよう努める。
	形 態	○ 店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩いの空間を創出するよう努める。また、住宅については庭先にベンチを設置するなど、交流できる空間を創出するよう努める。	
	設備機器	○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。	
	照 明	○ 夜間景観を演出するために、店舗やサービス施設には、間接照明やアプローチライト等を設置するよう努める。また、住宅についてはガーデンライトや門灯等の照明を設置するよう努める。	
	そ の 他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。	
緑 化	○ 季節感のある花や緑により、彩りとうるおいを創出するため、空地部分、付属駐車場、敷地内の道路に面する部分等に花壇のスペースを設けるなど緑化を行う。		
そ の 他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

別表 1 2 建築物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	GY（緑黄），G（緑），BG（青緑），B（青），PB（紫青），P（紫），RP（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	5以上	3以下
	GY（緑黄），G（緑），BG（青緑），B（青），PB（紫青），P（紫），RP（赤紫）	5以上	1以下
強調色（外壁）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	—	6以下
	GY（緑黄），G（緑）	—	4以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青），P（紫），RP（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については，明度5以上とする。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4を超える割合で使用する色彩とする。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含む。

※ 強調色とは，外壁の1/4以下の割合で使用する色彩とする。なお，強調色の割合のうち，アクセントカラー（強調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は，この限りではない。

⑤ 屋外広告物に関する行為の制限

岡本駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定める。

表Ⅱ－１５ 屋外広告物の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項 目		景観形成基準
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表)
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は20㎡以内とする。
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。
	そ の 他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置を使用しないものとする。
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。
	独立広告物	○ 表示面積は10㎡/面以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は10㎡以下で, かつ, 壁面積の3分の1以下とする。
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。 ○ 表示面積は, 1.5㎡/面以内, 3㎡/基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。
	上記の広告物	○ 上記に記載の無い項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
その他の広告物		○ 上記に記載の無い広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は準用しない。

別表13 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6以下
	BG (青緑), B (青)	—	4以下

※ 無彩色については, 制限を受けない。

2 景観形成推進地区

(1) 中里原地区

中里原地区は、宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接している。この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められる地区である。

そこで、これらの実現のために街並みを構成する建物や緑、看板などについてルールを定め、「景観形成推進地区」に指定し、緑豊かな街並みを形成する。

① 施行日

平成22年1月1日

② 位置及び区域

宇都宮市中里町の一部であって、図Ⅱ-6に示す地区とする。(面積約19ha)

図Ⅱ-6 景観形成推進地区(中里原地区)



③ 景観形成の方針

【景観形成の目標】

快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みの形成を図る。

【景観形成の基本方針】

住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
緑豊かな環境と調和した落ち着いた住宅地の景観形成	周辺と調和したゆとりと潤いのある住宅地の景観形成

④ 建築物等に関する行為の制限

1) 届出の対象となる行為

中里原地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとする。

表Ⅱ－１６ 届出対象行為

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の2分の1を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

2) 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとする。

表Ⅱ－１７ 建築物等の行為の制限（中里原地区）

項 目		景観形成基準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
建築物・ 工作物	形態意匠	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、マンセル値により、別表12のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。	
緑 化		○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこととする。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 ○ 緑地面積の敷地面積に対する割合（緑化率）を5%以上確保することとする。	
その他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表14 建築物等の色彩制限

	色相	明度（外壁のみ）	彩度
建築物等の色彩	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	上記以外の色相	6以上	2以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。

⑤ 屋外広告物に関する行為の制限

中里原地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定める。

表Ⅱ－１８ 屋外広告物の行為の制限（中里原地区）

項 目		基 準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
共通基準	意匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表13) ただし, 広告物の地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない。	
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は, 20㎡以内とする。	—
	配置・位置	○ 道路上に張り出さない位置とする。	
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。	
	その他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。	
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。	○ 高さ3m以下で, 表示面積40㎡以内とする。
	独立広告物	(1) 1敷地内の表示基数は, 2基までとする。 (2) 高さ6m以下で, 表示面積10㎡以内とする。	(1) 1敷地内の表示基数は, 必要最小限とする。 (2) 高さ10m以下で, 表示面積20㎡以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 10㎡以内でかつ壁面積の10分の1以内とする。	○ 表示面積の合計は, 20㎡以内でかつ壁面積の10分の1以内とする。
	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は適用しない。

別表15 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6以下
	B (青), BG (青緑)	—	4以下

※ ただし, 地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない。

※ 文字, 社章等については, この限りではない。

※ 無彩色については, 制限を設けない。

第3章 景観重要公共施設

第I部第4章3「景観重要公共施設の整備に関する事項」の基本的な考え方及び方針に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付ける。

1 景観重要道路

(1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

① 適用日

平成20年10月1日

② 施設の名称

宇都宮東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

③ 位置

図II-7のとおり

図II-7 景観重要道路の位置



④ 整備に関する事項

1) 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、歩行者や自動車の安全性に配慮しつつ、駅前広場南北の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。 ○ 走行車線の混乱を防止するとともに、駅前広場の流れを創出するため、一般車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す。 ○ 公共交通の通行帯は、耐久性に優れた排水性コンクリート舗装を採用する。
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、J R線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。 ○ 乱横断による事故を防止するため、駅前広場内に高さ1.1mの横断防止柵を設置する。 ○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー構造（段差）を採用する。 ○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。 ○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。 ○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込むアルミハニカムパネルによる、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。 ○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。

2) 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。 ○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。 ○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。

3) 東西自由通路（歩行者デッキ）

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を演出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風格のある新しいまちを予感させる御影石舗装を採用する。
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式（薄い床板や屋根）。 ○ 軽やかさを感じる庇の設置。
人々が安心して楽しく移動できる空間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るく見通しの確保されたエレベーターの設置 ○ あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できるよう、点字ブロックを手すり側に設置する。
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの採用 ○ 豊かな光を感じるトップライトの設置

⑤ 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物（以下「工作物」という。）の道路占用の許可（道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。）を行う場合は、次の事項に配慮する。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとする。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとする。

(2) 大通り

① 適用日

平成23年7月1日

② 施設の名称

大通り

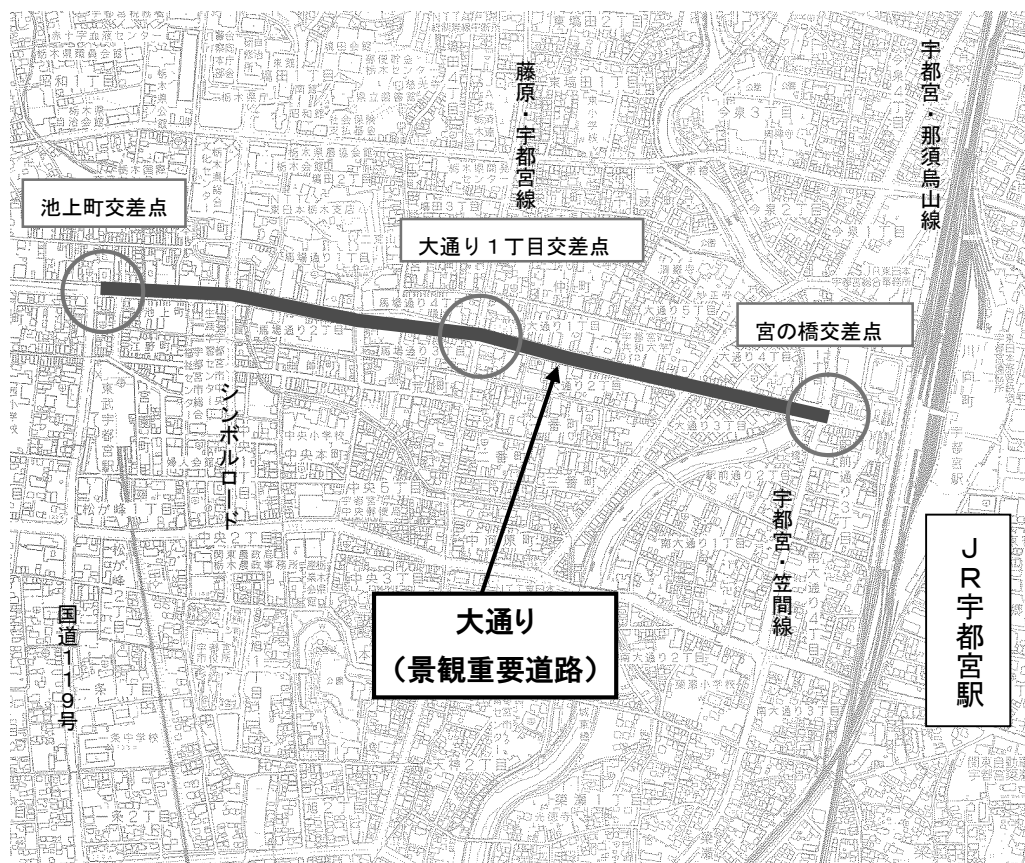
③ 位置

主要地方道宇都宮・那須烏山線（区間：池上町交差点から大通り1丁目交差点まで）

主要地方道宇都宮・笠間線（区間：大通り1丁目交差点から宮の橋交差点まで）

（図Ⅱ－8のとおり）

図Ⅱ－8 景観重要道路の位置（大通り）



④ 整備に関する事項

【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮にふさわしい風格ある道路空間の形成
- ・ 個性と魅力を備えた宇都宮らしさの創出
- ・ みどり豊かで歩いて楽しく、賑わいのある道路景観の演出
- ・ おもてなしの心溢れる環境づくり

整備の考え方	整備の内容
落ち着きと、まとまりのある道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道舗装は、沿道景観に配慮し、基本パターンや色合いを統一したものとする。 ○ 道路照明施設の形態意匠はデザイン性のあるもので統一する。色彩は周辺景観に調和し、一体感のある道路空間となるよう統一する。 ○ 地下道出入口の上屋は、透過性のある素材の使用に努め、圧迫感がなく、周辺と調和のとれたデザインとする。 ○ 道路付属物は、その機能を損なわない範囲で、色彩の統一を図るとともに周辺と調和のとれたデザインとする。
地場産材を生かした、個性と親しみある空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に植栽柵、花壇、ベンチ、モニュメントは、大谷石を積極的に採用する。
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道部は、高木で並木を形成し、並木により、歩道が暗くならないよう、道路照明との関係に配慮するとともに、樹形を美しく整える。 ○ 並木の植樹柵内に常緑低木や花などの植栽に努め、中央分離帯にも植栽帯をできる限り設置する。
賑わいと楽しさの演出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路照明施設には、大通り全体にフラッグを連続して掲出できるよう、フラッグアームを設置する。 ○ 歩道側に連続して親子照明（歩車道兼用）を配置するとともに、夜間景観の演出に努める。
安心して快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車道部は排水性、歩道部は透水性の高い舗装材を使用する。 ○ ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる。

⑤ 占用許可の基準

当該施設において、工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項に配慮する。

【共通事項】

- 工作物等の形態は、沿道景観とのバランスの取れたものとし、色彩は、道路の仕上げや周辺の道路付属物及び建築物と調和の取れたものとする。
- 工作物等に使用する素材には、宇都宮市の地場産材である大谷石の活用に努めるなど、宇都宮らしい景観を演出するデザインとする。

【個別事項】

- バス停の上屋は、壁材に透過性のある素材の使用に努めるなど、圧迫感がなく、周辺と調和の取れたデザインとする。
- フラッグ等は、宇都宮らしさや賑わいを感じさせるデザインとし、大通りに一体感をもたせるよう連続掲出に努める。

第4章 景観整備機構

(1) 一般社団法人 栃木県建築士会

① 指定年月日

平成24年8月24日

② 指定番号

1

③ 業務の内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと
(景観法第93条第1号関係)
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと
(景観法第93条第6号関係)
- ・上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと
(景観法第93条第7号関係)

(2) 特定非営利法人 大谷石研究会

① 指定年月日

平成24年8月24日

② 指定番号

2

③ 業務の内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと
(景観法第93条第1号関係)
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと
(景観法第93条第6号関係)
- ・上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと
(景観法第93条第7号関係)